

ドイツ
特許法

2016 年 4 月 4 日に改正

目次

第 1 部 特許

第 1 条

第 1a 条

第 2 条

第 2a 条

第 3 条

第 4 条

第 5 条

第 6 条

第 7 条

第 8 条

第 9 条

第 9a 条

第 9b 条

第 9c 条

第 10 条

第 11 条

第 12 条

第 13 条

第 14 条

第 15 条

第 16 条

第 16a 条

第 17 条

第 18 条—第 19 条 (削除)

第 20 条

第 21 条

第 22 条

第 23 条

第 24 条

第 25 条

第 2 部 特許庁

第 26 条

第 27 条

第 28 条
第 29 条
第 30 条
第 31 条
第 32 条
第 33 条

第 3 部 特許庁における手続

第 34 条
第 34a 条
第 35 条
第 35a 条
第 36 条
第 37 条
第 38 条
第 39 条
第 40 条
第 41 条
第 42 条
第 43 条
第 44 条
第 45 条
第 46 条
第 47 条
第 48 条
第 49 条
第 49a 条
第 50 条
第 51 条
第 52 条
第 53 条
第 54 条
第 55 条
第 56 条
第 57 条 (削除)
第 58 条
第 59 条
第 60 条 (削除)
第 61 条
第 62 条
第 63 条

第 64 条

第 4 部 連邦特許裁判所

第 65 条

第 66 条

第 67 条

第 68 条

第 69 条

第 70 条

第 71 条

第 72 条

第 5 部 連邦特許裁判所における手続

1. 審判請求手続

第 73 条

第 74 条

第 75 条

第 76 条

第 77 条

第 78 条

第 79 条

第 80 条

2. 無効及び強制ライセンスの手続

第 81 条

第 82 条

第 83 条

第 84 条

第 85 条

第 85a 条

3. 共通手続規定

第 86 条

第 87 条

第 88 条

第 89 条

第 90 条

第 91 条

第 92 条

第 93 条

第 94 条
第 95 条
第 96 条
第 97 条
第 98 条 (削除)
第 99 条

第 6 部 連邦最高裁判所における手続

1. (裁判所命令に対する) 法律問題に関する審判請求手続

第 100 条
第 101 条
第 102 条
第 103 条
第 104 条
第 105 条
第 106 条
第 107 条
第 108 条
第 109 条

2. (判決に対する) 審判請求手続(控訴)

第 110 条
第 111 条
第 112 条
第 113 条
第 114 条
第 115 条
第 116 条
第 117 条
第 118 条
第 119 条
第 120 条
第 121 条

3. 特定の審判請求に関する手続

第 122 条

4. 共通の手続規定

第 122a 条

第7部 共通規定

第123条

第123a条

第124条

第125条

第125a条

第126条

第127条

第128条

第128a条

第128b条

第8部 法的扶助

第129条

第130条

第131条

第132条

第133条

第134条

第135条

第136条

第137条

第138条

第9部 権利侵害

第139条

第140条

第140a条

第140b条

第140c条

第140d条

第140e条

第141条

第141a条

第142条

第142a条

第142b条

第10部 特許係争事件に関する手続

第143条

第144条

第 145 条

第 11 部 特許についての権利の主張

第 146 条

第 12 部 経過規定

第 147 条

第1部 特許

第1条

(1) 特許は、如何なる技術分野の発明に対しても、それが新規であり、進歩性を有し、また、産業上利用可能である場合に付与される。

(2) 特許は、発明の内容が、生物学的材料から成り若しくはそれを含む製品又は生物学的材料を生産し、処理し若しくは使用するための方法に係る場合であっても、(1)の意味の発明に対して付与される。技術的方法により、自然環境から分離され又は生産された生物学的材料は、それが以前に自然界で生じていた場合であっても、発明の内容とすることができる。

(3) 特に、次のものは、(1)の意味での発明とはみなされない。

1. 発見、科学の理論及び数学的方法
2. 審美的な創作物
3. 精神的な行為をし、遊戯をし又は事業活動をするための計画、規則及び方法並びにコンピュータ・プログラム
4. 情報の提示

(4) (3)の規定は、前記の対象又は活動それ自体について保護が求められる場合に限り、特許性を阻害する。

第1a条

(1) 生殖細胞を含め、形成及び発達の種々の段階にある人体及び遺伝子の配列又は部分配列を含め、人体構成要素の1の単なる発見は、特許可能な発明を構成することができない。

(2) 遺伝子の配列又は部分配列を含め、人体から分離され、又はそれ以外に技術的手段によって生産された構成要素は、その構成要素の構造が自然の構成要素の構造と同一であるとしても、特許可能な発明を構成することができる。

(3) 遺伝子の配列又は部分配列の産業上の利用は、その配列又は部分配列によって達成される機能を表示することによって、出願において明示的に開示されなければならない。

(4) 発明の内容が、遺伝子の配列又は部分配列であり、その構造がヒトの遺伝子の自然配列又は部分配列の構造と同一である場合は、産業上の利用について(3)において明示的に開示されるその効用は、特許クレームの中に含まれなければならない。

第2条

(1) その商業的利用が公の秩序又は善良な風俗に違反する発明については、特許は付与されない。ただし、当該違反は、その利用が単に法律又は行政規則によって禁止されているという事実のみを理由として導き出すことはできない。

(2) 特許は、特に、次のものに対しては付与されない。

1. ヒトをクローン化する方法
2. ヒトの生殖細胞系列の遺伝子的同一性を変更する方法
3. ヒトの胚の、工業又は商業目的での使用
4. 動物の遺伝子的同一性を変更する方法であって、ヒト又は当該動物に対する実質的な医療上の利益なしに、当該動物を苦しめる虞があるもの。更に、当該方法から生じる動物に対しても、特許は付与されない。

1. から 3. までは適用するときは、胚保護法の対応する規定に準拠する。

第 2a 条

(1) 特許は、次のものには付与されない。

1. 植物及び動物の品種並びに植物及び動物を生産するための本質的に生物学的な方法及び当該方法のみによって得られた植物及び動物。
2. 手術又は治療による人体又は動物の体の処置方法及び人体又は動物の体の診断方法。この規定は、製品、特に前記の方法の 1 において使用する物質又は組成物には適用しない。

(2) 特許は、次の発明に対して付与することができる。

1. 発明の技術的実現が植物又は動物の特定の品種に限定されないことを条件として、その内容が植物又は動物であるもの。
2. 植物又は動物の品種に係わるものでないことを条件として、微生物学的若しくはそれ以外の技術的方法又は当該方法によって取得される製品を内容とするもの。

第 1a 条 (3) が準用される。

(3) 本法においては、

1. 「生物学的材料」とは、遺伝情報を含んでおり、かつ、自己繁殖又は生体系中での繁殖が可能な材料をいう。
2. 「微生物学的方法」とは、方法であって、微生物学的材料を使用し若しくは微生物学的材料に介入するもの又は微生物学的材料を生じさせるものをいう。
3. 「基本的に生物学的方法」とは、全面的に交配又は淘汰等を基礎として植物又は動物を育成する方法をいう。
4. 「植物品種」とは、「共同体植物品種」に関する 1994 年 7 月 27 日の理事会規則 (EC) No. 2100/94 (OJ L 227, p. 1) の適用時に有効な条文の定義による品種をいう。

第 3 条

(1) 発明は、それが技術水準に属していないときは、新規であるとみなされる。技術水準は、その出願の優先日前に、書面若しくは口頭による説明、実施又はその他の方法によって公衆の利用に供されたすべての知識を含む。

(2) 更に、先の優先日を有する次の特許出願の内容であって、後の出願の優先日以後に初めて公衆も利用に供されたものも、技術水準とみなされる。

1. ドイツ特許庁に最初になされた国内出願
2. 所轄当局に最初になされた欧州出願であって、その出願においてドイツ連邦共和国における保護が求められ、かつ、その出願に関してドイツ連邦共和国についての指定手数料が欧州特許条約第 79 条 (2) に従って納付されているもの及び国際出願に基づく正規の欧州特許出願 (欧州特許条約第 153 条 (2)) であって、欧州特許条約第 153 条 (5) に規定された条件を満たしているもの
3. 受理官庁に最初になされた特許協力条約に基づく国際出願であって、その出願についてドイツ特許庁が指定官庁であるもの

先の出願日又は優先日が先の出願に係る優先権の主張に基づくものである場合は、(2) は、それに従って考慮される出願の内容が先の出願の内容を超えていない範囲に限り適用する。

(2) 1. に基づく特許出願であって、それに対して第 50 条 (1) 又は (4) に基づく命令が出された

ものは、その提出後 18 月が経過したときに、公衆の利用に供されたものとみなされる。

(3) (1) 及び (2) の規定は、技術水準に含まれている物質又は組成物を特許性から排除しないが、それらが第 2a 条(1)2. に掲げられている方法で使用するよう意図されており、かつ、当該方法での使用が技術水準に属していないことを条件とする。

(4) その使用が技術水準の一部でない場合は、第 2a 条(1)2. に引用されている方法の 1 における使用のための、(3)において引用されている物質及び組成物は、(1) 及び(2)の何れかによって保護から除外されることはない。

(5) (1) 及び(2)の適用に関しては、発明の開示は、それが出願前 6 月以内になされたものであり、かつ、直接又は間接に次の事情によるものであるときは、考慮されない。

1. 出願人又はその前権利者に対する明白な濫用、又は

2. 出願人又はその前権利者が、その発明を、1928 年 11 月 22 日にパリで調印された国際博覧会に関する協定の要件に該当する公式又は公認の国際博覧会に展示したという事実

2. は、出願人が、出願時に当該発明が実際に展示されたことを陳述し、かつ、出願後 4 月以内にこれについての証明書を提出した場合にのみ適用する。2. にいう博覧会についての通知は、連邦司法消費者保護省により連邦法律公報において公示される。

第 4 条

発明が当該技術の熟練者にとって、技術水準からみて自明でない場合は、その発明は、進歩性を有するものとみなされる。技術水準が第 3 条(2)の意味における書類も含んでいる場合は、これらの書類は、進歩性の評価をするときには、考慮されない。

第 5 条

発明の内容を、農業を含む何れかの産業分野において生産すること又は使用することが可能である場合は、その発明は産業上利用可能であるとみなされる。

第 6 条

特許を受ける権利は、発明者又はその権原承継人に帰属する。2 以上の者が共同して発明を行ったときは、特許を受ける権利はこれらの者の共有に属する。複数の者が互いに独立して発明を行った場合は、この権利は、当該発明の出願を最初に特許庁にした者に属する。

第 7 条

(1) 特許出願の実体審査が発明者を特定する必要があることによって遅延することを避けるために、特許庁における手続においては、出願人は、特許付与を求める権利を有するものとみなされる。

(2) 窃取(第 21 条(1)3.)に基づく異議申立を理由として特許が取り消された場合又は異議申立の結果、特許が放棄された場合は、異議申立人は、これに関する庁の通知が行われてから 1 月以内に、その発明について出願し、かつ、先の特許の優先権を主張することができる。

第 8 条

権利者であって、その発明についての非権利者によって出願がされたもの又は窃取による被害者は、特許出願人に対し、特許付与を受ける権利を同人に移転するよう要求することができる。出願が既に特許を生じさせている場合は、権利者は、特許所有者が同人にその特許を

移転するよう要求することができる。この権利は、第 4 文及び第 5 文に従うことを条件として、特許付与の公告(第 58 条(1))から 2 年以内に、訴訟によって主張することができる。被害者が窃取(第 21 条(1)3.)に基づく異議申立を提起しているときは、当該被害者は、その異議申立手続に関する最終的決着から 1 年以内において訴訟を提起することができる。第 3 文及び第 4 文は、特許所有者が、特許の取得にあたって公正に行動していなかったときは適用されない。

第 9 条

特許は、特許所有者のみが、適用される法律の範囲内において特許発明を実施する権限を有するという効力がある。特許所有者の同意を得ていない第三者は、次の行為をすることを禁止される。

1. 特許の対象である製品を生産し、提供し、市販し若しくは使用し、又は当該目的のためにこれらの製品を輸入し若しくは所持すること
2. 特許の対象である方法を使用すること又は特許所有者の同意を得ないでその方法を使用することが禁止されていることを当該第三者が知っているか若しくはそれが状況からみて明らかである場合に、本法の施行領域内での使用のために、その方法を提供すること
3. 特許の対象である方法によって直接に得られた製品を提供し、市販し若しくは使用し、又は当該目的のために輸入し若しくは所持すること

第 9a 条

(1) 特許が、発明の結果として特定の特性を有する生物学的材料に関するものである場合は、第 9 条の効力は、当該生物学的材料から生殖又は繁殖の方法により同一の又は異なる形態で派生し、それと同一の特性を有する生物学的材料に及ぶ。

(2) 特許が、発明の結果として特定の特性を有する生物学的材料を生産可能にする方法に関するものである場合は、第 9 条の効力は、同一の特性を有し、当該方法によって直接に取得される生物学的材料に及ぶものとし、また、直接に取得された生物学的材料から生殖又は繁殖の方法により、同一の又は異なる形態で派生した他の全ての生物学的材料に及ぶ。

(3) 特許が、発明の結果として遺伝子情報から成り、又はそれを含有している製品に関するものである場合は、第 9 条の効力は、その製品が組み込まれており、遺伝子情報が包含されており、また、その機能を果たす全ての材料に及ぶ。第 1a 条(1)は、この規定によっては影響を受けない。

第 9b 条

特許所有者又は特許所有者の同意を得た第三者が発明に起因する特定の特性を有する生物学的材料を欧州連合の加盟国又は欧州経済地域協定の締約国の領域内にある市場に投入する場合で、かつ、この生物学的材料から生殖又は繁殖の方法で更なる生物学的材料が生産される場合において、これが市場に投入された理由がその生物学的材料の増殖であるときは、第 9 条の効力は生じない。この規定は、この方法によって生産された材料がその後、更なる生殖又は繁殖のために使用される場合は、適用されない。

第9c条

(1) 植物増殖材料が、特許所有者により又はその同意を得て第三者により、農業用として農業経営者に販売された場合は、当該農業経営者は、第9条、第9a条及び第9b条第2文の規定に反して、その収穫物を自らの農場において自らが行う生殖又は繁殖のための作業に使用することができる。適用時に有効な条文による理事会規則(EC)No. 2100/94の第14条及びそれに基づいて公布された実施規定が、この権利に関する条件及び範囲に対して準用される。この規定から特許所有者が権利を取得する場合は、その権利は、理事会規則(EC)No. 2100/94の第14条(3)に基づいて公布された施行規定に従って主張されなければならない。

(2) 家畜又は動物の増殖材料が、特許所有者又はその同意を得て第三者により、農業経営者に販売された場合は、当該農業経営者は、第9条、第9a条及び第9b条第2文に反して、当該家畜又は当該動物増殖材料を農業目的で使用する事ができる。この権利は、当該農業経営者の農業活動を行うための、その家畜又は動物増殖材料の供給にも及ぶが、これは商業的増殖活動の一部としての又は商業的増殖目的での販売には及ばない。

(3) 第9a条(1)から(3)までは、農業活動の一環として偶発的に又は技術上不可避免的に取得された生物学的材料には適用されない。従って、農業経営者がこの特許保護の適用を受けない種子又は植付用の種子を栽培しても、原則として同人に対して権利主張をすることはできない。

第10条

(1) 特許は、特許所有者の同意を得ていない第三者が、当該発明の本質的要素に関連する手段をその発明の本法の施行領域内での実施のために、本法の施行領域内で、特許発明を実施する権限を有する者以外の者に提供又は供給することを禁止するという更なる効力を有するが、当該手段がその発明の実施に適したものであり、かつ、そのように意図されていることを、当該第三者が知っているか又はそれが状況からみて明白であることを条件とする。

(2) (1)は、その手段が一般的市販品である場合には適用されないが、当該第三者が提供を受ける者に対して第9条第2文によって禁止された行為を誘発する場合は、この限りでない。

(3) 第11条1.から3.までに掲げられている行為をする者は、(1)の意味において、発明を実施する権利を有する者とはみなされない。

第11条

特許の効力は、次のものには及ばない。

1. 非商業目的で私的に行われる行為

2. 特許発明の内容に関係して実験の目的で行われる行為

2a. 植物新品種の育成、発見及び開発のための生物学的材料の使用

2b. 医薬品を欧州連合の市場に投入する販売許可又は欧州連合の加盟国若しくは第3国における医薬品についての販売承認を取得するために必要とされる研究、試験及びその後の実務的要件

3. 医師の処方に従って薬局内で個別に即席で行われる医薬の調合又はそのようにして調合された医薬に関する行為

4. 工業所有権の保護に関するパリ条約の他の加盟国の船舶が一時的又は偶発的に本法の施行水域に入った場合において、その船体に関し、又はその機械、索具、装置及びその他の付

属物に関し、その船舶上で行われる特許発明の内容の使用。ただし、この内容が専ら当該船舶の必要のために使用されることを条件とする。

5. 工業所有権の保護に関するパリ条約の他の加盟国の航空機又は車両が一時的又は偶発的に本法の施行領域に入った場合において、航空機又は車両の構造若しくは操作又は当該航空機又は車両の付属物における特許発明の内容の使用

6. 1944 年 12 月 7 日の「国際民間航空に関する条約」第 27 条(連邦法律公報 1956, II, p. 411)に明記した行為。ただし、当該行為が、同条の規定の適用対象である他国の航空機に関するものであることを条件とする。

第 12 条

(1) 特許は、出願時に既にドイツでその発明を実施していた者又は実施のために必要な準備をしていた者に対しては効力を有さない。当該人は、同人自身の事業の必要のために同人又は他人の工場若しくは作業場においてその発明を使用する権利を有する。この権利は、事業と共にする場合にのみ、相続又は譲渡することができる。出願人又はその前権利者が特許出願前にその発明を他人に開示し、かつ、特許が付与された場合の同人の権利を留保した場合は、当該開示の結果としてその発明を知った者は、同人がその開示後 6 月以内に行った措置を第 1 文の規定に従って援用することはできない。

(2) 特許所有者が優先権についての権利を有している場合は、(1)にいう出願日ではなく、先の出願の出願日が基準となる。ただし、この規定は、外国の国民が外国出願の優先権を主張したときに、優先権に関する相互主義を保証していない国の国民には、適用されない。

第 13 条

(1) 特許は、連邦政府がその発明を公共の福祉のために実施すべき旨の命令を出した場合は、効力を有さない。また、特許の効力は、最上級の所轄連邦当局又はその指示を受けた下級機関によって、連邦共和国の安全のために命令される発明の実施には及ばない。

(2) (1)に基づく命令に対して不服申立がされる場合において、その命令が連邦政府又は最上級の所轄連邦当局により行われたものであるときは、連邦行政裁判所が管轄権を有する。

(3) (1)にいう場合において、特許所有者は、連邦共和国に対して適正な補償を請求する権利を有する。補償の額に関して争いがあるときは、通常の民事裁判所に訴訟を提起することができる。(1)第 1 文に基づく連邦政府による命令は、特許所有者として特許登録簿(第 30 条(1))に記録されている者に対し、発明を実施する前に通知される。(1)第 2 文による命令又は指示を出す最上級の所轄連邦当局が第 1 文による補償請求が成立することを知ったときは、当該当局は、特許所有者として登録簿に記録されている者に対し、その旨を通知しなければならない。

第 14 条

特許又は特許出願によって付与される保護の範囲は、特許クレームによって決定される。なお、発明の説明及び図面が、クレームの解釈に際し考慮される。

第 15 条

(1) 特許に関する権利、特許付与を受ける権利及び特許に由来する権利は、相続人に移転す

る。これらの権利は、制限を付して又は付さずに、他人に移転することができる。

(2) (1)に基づく権利は、その全部又は一部を、排他的又は非排他的に、本法施行地域の全体又は一部に関して、ライセンス付与の対象とすることができる。ライセンシーが、第1文の規定による、同人のライセンスに関する制限に違反したときは、同人に対し特許によって付与された権利を主張することができる。

(3) 権利の移転又はライセンスの付与は、その前に他人に付与されているライセンスに影響を及ぼさない。

第16条

特許の存続期間は、発明に係る出願の日の翌日から起算して20年とする。

第16a条

(1) 連邦法律公報に公示される、補充的保護証明書の創設に関する欧州共同体規則の規定に従うことを条件として、特許については、第16条に定める特許存続期間の満了直後からそれを引き継ぐ補充的保護証明書を請求することができる。補充的保護については、年次手数料が支払われなければならない。

(2) 補充的保護については、欧州共同体の法律に別段の規定がされている場合を除き、本法の規定の内、出願人の権利(第6条から第8条まで)、特許の効力及びその例外(第9条から第12条まで)、特許実施命令、強制ライセンス(第13条、第24条)、保護範囲(第14条)、ライセンス及びその登録(第15条、第30条)、特許の消滅(第20条)、無効(第22条)、実施許諾用意(第23条)、国内代理人(第25条)、連邦特許裁判所及び連邦特許裁判所における手続(第65条から第99条まで)、連邦最高裁判所における手続(第100条から第122a条まで)、権利回復(第123条)、真実陳述義務(第124条)、電子書類(第125a条)、公用語、書類の送達及び法的扶助(第126条から第128条まで)、権利侵害(第139条から第141a条まで、第142a条及び第142b条)、訴訟の併合及び特許についての権利の主張(第145条及び第146条)に関するものが準用される。

(3) 特許について効力を有するライセンス及び第23条に基づく宣言は、補充的保護に対しても適用される。

第17条

個々の特許出願及び個々の特許については、出願日から起算して第3年度及びその後の各年度について、年次手数料が納付されなければならない。

第18条及び第19条 (削除)

第20条

(1) 次の何れかに該当する場合は、特許は消滅する。

1. 特許所有者が、特許庁に対して書面による宣言をもってその特許を放棄する場合
2. 年次手数料又はその差額が、期限までに納付されない場合(特許費用法第7条(1)、第13条(3)又は第14条(2)及び(5)、本法第23条(7)第4文)

(2) 納付が適時に行われたか否かの決定は、専ら特許庁が行う。第73条及び第100条は影響

を受けない。

第 21 条

(1) 次の事由が発生したときは、特許は取り消される(第 61 条)。

1. 特許の対象が、第 1 条から第 5 条までの規定により、特許可能なものでないこと
2. 特許が、当該技術分野の熟練者が実施することができる程度に、明瞭かつ完全にその発明を開示していないこと
3. 特許の本質的内容が、他人の発明の説明、図面、ひな形、器具若しくは装置から、又は他人が使用する方法から、当該他人の同意を得ないで、取り出されていること(窃取)
4. 特許の対象が、出願に係る権限を有する官庁に最初になされた形での出願の内容を超えていること。特許が分割出願又は第 7 条(2)に従ってなされた新たな出願を基礎としており、かつ、特許の対象が、先の出願に係る権限を有する官庁に最初になされた形での先の出願の内容を超えている場合にも、同じ規定が適用される。

(2) 取消原因が特許の一部のみに関するものである場合は、その特許は、それに応じた減縮を行って維持される。減縮は、クレーム、発明の説明又は図面の補正という形で行うことができる。

(3) 取消の場合は、特許及び出願の効力は、初めから存在しなかったものとみなされる。この規定は、減縮された維持に準用される。

第 22 条

(1) 第 21 条(1)に挙げた理由の 1 が存在することになった場合又は特許の保護範囲が拡張されている場合において、訴え(第 81 条)があったときは、特許の無効が宣言される。

(2) 第 21 条(2)及び(3)が準用される。

第 23 条

(1) 特許出願人又は登録簿(第 30 条(1))に特許所有者として登録されている者が、特許庁に対して書面をもって、何人に対しても適正な補償と引替に発明の実施を許可する用意がある旨の宣言をしたときは、その宣言の受領後に納付期日が到来する当該特許の年次手数料は、半額に減額される。この宣言は、特許登録簿に記録され、かつ、特許公報に公告される。

(2) 当該宣言は、特許登録簿に発明の排他的ライセンスの付与(第 30 条(4))に関する記入事項が記録されている場合又は当該記入事項の登録を求める請求が特許庁に提出されている場合は、容認されない。

(3) 宣言が記録された後にその発明を実施することを希望する者は、その意思を特許所有者に通知しなければならない。通知が書留郵便をもって、登録簿に特許所有者として記録されている者又はその登録代理人(以下「登録代理人」と表記する)又は送達に関して委任されている者(第 25 条)(以下「送達代理人」と表記する)に発送されたときは、通知が行われたとみなす。通知には、発明の実施方法についての陳述を記載しなければならない。当該通知の後、通知をした者は、陳述した方法で発明を実施することができる。当該人は、各四半期の終了時に、行った実施の明細を特許所有者に提供し、また、それについての補償を支払う義務を負う。当該人がこの義務を適時に履行しないときは、特許所有者として登録簿に記録されている者は、当該通知をした者に対して合理的な延長期間を認めることができ、また、延長期

間が成果なく満了したときは、発明のその後の実施を禁止することができる。

(4) 補償については、当事者の1による書面の請求があったときに、特許部によって決定される。この手続については、第46条、第47条及び第62条が準用される。請求は、複数の当事者を対象とすることができる。特許庁は、補償について決定するときは、決定手続費用の全額又は一部は請求の相手方によって返済されるべき旨を命ずることができる。

(5) 補償について行われた最後の決定から1年が経過した後、関係当事者は、その変更を申請することができるが、その間に、決定された補償の額が明らかに不適正であることを示す事情が生じたか又は知られることとなったことを条件とする。その他の点に関しては、(4)が準用される。

(6) 宣言が出願に関してなされたときは、(1)から(5)までが準用される。

(7) 宣言は、発明を実施する意思が特許所有者に通知されていない場合は、特許庁に対する書面の連絡によって、いつでも取り下げることができる。取下は、提出によって効力を生ずる。年次手数料の減額分は、宣言の取下から1月以内に納付されなければならない。差額を第3文に規定した期間内に納付しなかった場合は、その差額は、4月の追加期間が満了するまでに、延納割増手数料を付して、納付することもできる。

第24条

(1) 連邦特許裁判所は、個別事件に関し、以下の規定(強制ライセンス)に従って、発明を商業的に実施する非排他的権限を付与するが、次の事項が満たされることを条件とする。

1. ライセンスを求める者が特許所有者を相手として、取引において通常の適正な条件に基づいて発明を実施する承諾を得るために、合理的な期間に亘り努力したが成功しなかったこと、及び

2. 公益のために強制ライセンスが必要である

(2) ライセンスを求める者が、同人が後の日付の特許に基づく保護を有する発明を、先の日付の特許を侵害することなしには利用することができないときは、当該人は、先の日付の特許の所有者から強制ライセンスの付与を受ける権原を有するが、次の事項が満たされることを条件とする。

1. (1)1.に規定された条件が満たされていること、及び

2. 当該人の発明が、先の日付の特許に基づく発明と比較して、著しい商業的重要性を有する重要な技術的進歩を含んでいること

特許所有者は、後の日付の特許発明の実施に関し、ライセンスを求める者による、合理的条件に基づくクロス・ライセンスの付与を要求することができる。

(3) (2)は、植物育成者が先の特許を侵害することなしには、植物品種特許を取得又は利用できない場合に、準用される。

(4) 半導体技術分野の特許発明に関し、(1)の規定に基づく強制ライセンスを付与することができるが、当該付与が、司法又は行政上の手続において確証されている特許所有者の側の反競争的慣行を取り除くために必要な場合に限る。

(5) 特許所有者が特許発明を実施していない、又はドイツにおいて広く実施していないときは、特許製品のドイツ市場への十分な供給を確保するために、(1)の規定に基づく強制ライセンスを付与することができる。輸入は、その限りにおいて、特許発明のドイツにおける実施を構成するものとみなす。

(6) 特許についての強制ライセンスの付与は、その特許が付与された後にのみ、許容される。ライセンスは、制限及び条件を付して付与することができる。ライセンスの範囲及び存続期間は、その付与目的に限定される。特許所有者は、強制ライセンシーから、事情に応じた、かつ、強制ライセンスの商業的価値を考慮した補償を受ける権利を有する。将来において生ずる反復的補償に関しては、この補償の額を決定する基準となった事情に著しい変化が生じた場合は、各当事者は、それに応じた調整を要求することができる。強制ライセンスを付与する前提となった事由が既に適用されず、かつ、再発の見込みがない場合は、特許所有者は、強制ライセンスの撤回を請求することができる。

(7) 特許についての強制ライセンスは、その発明が実施される事業と共にする場合にのみ、移転することができる。先の日付の特許の対象である発明についての強制ライセンスは、後の日付の特許と共にする場合にのみ、移転することができる。

第 25 条

(1) ドイツに居所又は登録された事務所若しくは営業所の何れも有していない者は、同人がドイツにおいて、弁護士又は特許弁護士を代理人として指名しており、それらの者に特許庁、連邦特許裁判所及び特許に影響する民事訴訟における手続において同人を代理するよう委任している場合に限り、本法に定められている特許庁又は連邦特許裁判所に対する手続に関与することができ、かつ、特許に由来する権利を主張することができる。

(2) 欧州連合の加盟国又は欧州経済地域協定の他の締約国の国民は、欧州経済共同体設立協定に規定された役務に関する(1)の意味の代理人としての指名を受けることができるが、当該代理人が 2000 年 3 月 9 日の「ドイツにおける欧州弁護士の活動を規制する法律」(連邦法律公報, I, p. 182)第 1 条の付属書又は 1990 年 7 月 6 日の「特許弁護士としての許可を取得するための資格試験に関する法律」(連邦法律公報, I, p. 1349, p. 1351)第 1 条の適用時に有効な条文に記載されている職業名の 1 に基づく業務を行う権原を有していることを条件とする。

(3) (1)に基づいて指名された代理人がその事業所を有する場所が、民事訴訟法第 23 条の意味における、財産の所在地とみなされる。事業所がない場合は、代理人の有するドイツにおける居所を、また、それがない場合は、特許庁の所在地を、該当場所とする。

(4) (1)に従った代理人指名の法律行為による解除は、特許庁又は連邦特許裁判所に対し、その解除と共に他の代理人の指名が通知されている場合にのみ、効力を有する。

第 2 部 特許庁

第 26 条

(1) ドイツ特許商標庁は、連邦司法消費者保護省の職務範囲内にある独立の連邦高等機関である。同庁は、ミュンヘンにその本拠地を有する。

(2) 特許庁は、長官及びその他の構成員を有する。これらの構成員は、ドイツ裁判官法による裁判官職の資格を有しているか(法律的構成員)、又は技術の 1 部門における専門知識を有していなければならない(技術的構成員)。構成員は、終身任用される。

(3) 技術的構成員として任用されるのは、原則として、総合大学、応用科学単科大学又は農業単科大学又は鉱業大学において技術又は科学の科目に関する最終的な国家又は学内の試験に合格し、その後少なくとも 5 年間、科学又は技術の分野における専門的職業に従事し、更に、必要な法的知識を保持している者に限られる。欧州連合の他の加盟国又は欧州経済地域に関する協定の他の締約国における最終試験は、欧州共同体の法律に従い、ドイツの最終的な国家試験と同等とみなされる。

(4) 臨時の必要が存在すると予想される場合は、特許庁長官は、構成員((1)及び(2))に対して要求される資格を有する者を、特許庁の構成員の業務を遂行させるために任命することができる(補助構成員)。任命は、特定期間又は必要な期間を対象とすることができ、また、その期間中は解除することができない。それ以外には、構成員に関する規定が、補助構成員についても適用される。

第 27 条

(1) 特許庁には、次の部課が設置される。

1. 特許出願の処理及び技術水準に関する情報の提供(第 29 条(3))を担当する複数の審査課
2. 付与された特許に関する全ての事項、補償の決定(第 23 条(4)及び(6))及び特許庁での手続に関する法的扶助の承認を担当する複数の特許部。各特許部はまた、その管轄に属する事項について意見を提供する責任を負う(第 29 条(1)及び(2))。

(2) 審査課の責務は、特許部に属する技術的構成員(審査官)によって遂行される。

(3) 特許部は、少なくとも 3 の構成員が参加するときは決定を行うことができ、異議申立手続を処理する場合は、参加者は 2 の技術的構成員を含んでいなければならない。事案が特別の法律的困難性を伴い、かつ、参加構成員の何れも法律的構成員でない場合において、決定をするときは、特許部に属する法律的構成員の 1 が更に加わる。法律的構成員の関与を求める請求を退ける決定に対しては、独自に不服申立をすることができない。

(4) 特許部の主席構成員は、特許の維持、取消若しくは減縮又は補償の確定(第 23 条(4))に関する決定を除き、特許部の一切の事項を単独で処理することができ、又はこれらの職務を特許部の技術的構成員に委任することができる。この規定は、聴聞については適用されない。

(5) 連邦司法消費者保護省は、審査課又は特許部の責務であって、特に法律的又は技術的な困難性を伴わない事項についての処理を上級及び中級職の公務員並びにこれらに準じる職員に委任する旨を、法定命令をもって定める権限を有する。ただし、特許の付与及び出願人が異論を唱えている拒絶理由に基づいての出願の拒絶については、この限りでない。連邦司法消費者保護省は、法定命令によって、これらの権限をドイツ特許商標庁に委譲することができる。

(6) 審査官及び特許部のその他の構成員の除斥及び忌避については、裁判官の除斥及び忌避に関する民事訴訟法第 41 条から第 44 条まで、第 45 条(2)第 2 文、第 47 条から第 49 条までが準用される。同じ規定が、上級及び中級職の公務員並びにこれらに準じる者について、それらの者が(5)に基づき審査課又は特許部の権限内にある事項の処理を委ねられている限りにおいて適用される。忌避の申請については、決定を必要とする場合は、特許部が決定をする。

(7) 特許部の審議においては、構成員でない専門家を諮問することができる。それらの者は、票決に参加することはできない。

第 28 条

連邦司法消費者保護省は、連邦議会の承認を必要としない法定命令によって、特許庁の機構及び業務手続を規制し、また、法によって規定されていない範囲において、特許事項に関する手続の方式を定める。

第 29 条

(1) 特許庁は、手続において専門家の相互に異なる意見が提出された場合において、裁判所又は検察庁からの要請により、特許に影響する問題について意見を提供するように要求される。

(2) それ以外の事項については、特許庁は、連邦司法消費者保護省の承認なしに、同庁の法定業務範囲外において、決定を下し又は意見を提出する権限を有さない。

(3) 連邦司法消費者保護省は、特許庁の書類を公衆が利用できるようにするために、連邦議会の承認を必要としない法定命令によって、特許庁が技術水準に関する情報を、その情報が完全であることを保証することなく、提供すべき旨を規定する権限を有する。これに関しては、連邦司法消費者保護省は、特に情報提供の条件、方法、情報の量及び関係する技術分野を定めることができる。連邦司法消費者保護省は、これらの権限を、連邦議会の承認を必要としない法定命令によって、ドイツ特許商標庁に委譲することができる。

第 30 条

(1) 特許庁は登録簿を維持し、登録簿には、何人もファイルの閲覧が許可される特許出願、付与された特許及び補充的保護証明書(第 16a 条)の名称並びに出願人又は特許所有者及び第 25 条に基づいて指名されることがある代理人又は送達代理人の名称及び住所を記録するものとし、この場合は、代理人又は送達代理人はその 1 を記録することで足りる。特許及び補充的保護証明書(第 16a 条)の始期、期間満了、失効、減縮命令、取消及び無効宣言並びに異議申立及び無効の訴えの提起も登録簿に記録される。

(2) 特許庁長官は、前記以外の事項を登録簿に記入すべき旨を決定することができる。

(3) 特許庁は、出願人又は特許所有者並びにその代理人及び送達代理人の身元、名称又は住所についての変更を、特許庁がその証明を受け取っている場合は、登録簿に記録する。変更が登録されていない限り、従前の出願人、特許所有者、代理人又は送達代理人は引き続き、本法に規定されている権利を有し、かつ、義務を負う。

(4) 特許庁は、特許所有者又はライセンシーの請求を受けた場合は、他方当事者の同意が証明されることを条件として、排他的ライセンスの付与を登録簿に記入する。実施許諾用意(第 23 条(1))が宣言されている場合は、第 1 文に基づく請求は認容されない。その記入は、特許

所有者又はライセンシーからの請求があったときは、抹消する。特許所有者による抹消請求は、その記入事項において指定されているライセンシー又はその権原承継人による同意の証明を必要とする。

(5) (削除)

第 31 条

(1) 特許庁は、正当な利害関係が納得できるように証明された範囲においては、請求する何人に対してもファイル並びにファイルに付属するひな形及び見本の閲覧を許可する。なお、何人も登録簿及び特許ファイルを、それに係る減縮又は取消の手續(第 64 条)のファイルを含め、自由に閲覧することができる。

(2) 何人も、次の場合は、特許出願のファイルを自由に閲覧することができる。

1. 出願人が特許庁に対してファイルの閲覧についての同意を表明し、かつ、発明者を指定している場合、又は

2. 出願日(第 35 条)又は出願に関して先の日付が主張されている場合はその日から、18 月が経過し、かつ、第 32 条(5)に基づいて出願公開されているとき。

出願又は出願の一部がドイツ語でない場合、第 35a 条(4)が適応される。

(3) ファイルの閲覧が何人に対しても認められている場合は、そのファイルに付属するひな形及び見本の閲覧も、何人に対しても認められる。

(3a) ファイルの閲覧は何人に対しても認められ、電子的に処理されているファイルはインターネットを介しての閲覧が認められる。

(3b) (1)から(3a)までのファイル閲覧は、ある法規に違反又は連邦データ保護法第 3 条(1)の意味する当事者の利益を損ねることが明確な場合は禁止される。

(4) 出願人によって指定された発明者からその旨の要求があったときは、発明者を指定する書類(第 37 条(1))の閲覧は、(1)第 1 文に従う場合にのみ許可される。第 63 条(1)第 4 文及び第 5 文が準用される。

(5) 第 50 条の規定により、如何なる形式においても公表が認められていない特許出願及び特許のファイルに関しては、特許庁は、最上級の所轄連邦当局の意見を聞いた後にのみ、その閲覧を認めることができるが、閲覧を請求する者の保護に値する特別な利害関係が閲覧の許可を正当化すると思われ、かつ、ドイツ連邦共和国の対外安全保障にとっての重大な不利益の危険が予期されない場合で、かつ、その範囲を条件とする。手續において第 3 条(2)第 3 文に基づく特許出願又は特許が技術水準として引用される場合は、ファイル中のその引用に該当する部分について、第 1 文が準用される。

第 32 条

(1) 特許庁は、次のものを公表する。

1. 出願公開
2. 特許明細書、及び
3. 特許公報

公表は電子形態で行う。閲覧が禁止されていない限り(第 31 条(3b))、特許情報目的又は更なる処理のために、特許庁は第 1 文の記載内容を第三者に電子的に伝達することができる。

(2) 出願公開には、第 31 条(2)に基づき公衆の閲覧が認められる出願の構成要素及び最初に

提出された形式又は特許庁により公開用として承認済の補正された形式での要約(第 36 条)を含める。特許明細書が既に公表されている場合は、出願公開は公表されない。

(3) 特許明細書には、特許付与の基礎となった特許クレーム、発明の説明及び図面を含める。特許明細書はまた、出願の対象である発明の特許性を評価する際に特許庁が考慮に入れた刊行物(第 43 条(1))も記載しなければならない。要約(第 36 条)が未だ公表されていない場合は、これも特許明細書に含める。

(4) 出願公開又は特許明細書は、公開のための技術的準備が完了した後に、出願が取り下げられ、拒絶され、若しくは取り下げられたものとみなされた場合又は特許が消滅した場合にも、第 31 条(2)の規定に従って公表される。

(5) 特許公報には、登録簿の記入事項の概要(記入事項が特許の通常の満了又は排他的ライセンスの記入と抹消のみに係わる場合を除く)及び特許出願ファイルの閲覧可能性への言及を定期的に掲載する。

第 33 条

(1) 第 32 条(5)による公表がなされた日から、出願人は、出願の対象を、それが出願の対象であることを知り又は当然知っているべきでありながら実施した者に対して、状況に応じた適切な補償を請求することができる。それ以上の請求権は認められない。

(2) 補償の請求権は、出願の対象が明白に特許性を欠くときには成立しない。

(3) 民法第 1 巻第 5 部の規定は、出訴期限について適用されるが、その出訴期限が早くとも特許付与後 1 年に開始することを条件とする。義務者が権利侵害により、かつ、権利者の犠牲において何かを利得している場合は、民法第 852 条が準用される。

第 3 部 特許庁における手続

第 34 条

- (1) 発明について特許の付与を求める出願は、特許庁にしなければならない。
- (2) 出願は、連邦司法消費者保護省が、連邦法律官報での公示において、特許情報センターを特許出願受領機関として指定している場合は、当該センターを介してすることもできる。国家秘密(刑法第 93 条)を含んでいる可能性のある出願は、特許情報センターに提出することができない。
- (3) 出願書類は、次の事項を含まなければならない。
 1. 出願人の名称
 2. 特許の付与を求める願書であって、発明について明瞭かつ簡潔な名称を付したもの
 3. 保護を求める対象を明確にする 1 又は 2 以上のクレーム
 4. 発明の説明
 5. クレーム又は発明の説明において言及されている図面
- (4) 出願は、発明を、当該技術の熟練者が実施できるように明確かつ完全な方法で開示しなければならない。
- (5) 出願は、1 の発明又は単一の包括的発明概念を形成するように関連している 1 群の発明のみを含むことができる。
- (6) 連邦司法消費者保護省は、法定命令によって、出願の様式その他の要件に関する規則を公布する権限を有する。連邦法務省は、法定命令によって、当該権限をドイツ特許商標庁に委譲することができる。
- (7) 特許庁の要求があったときは、出願人は、技術水準を、同人の知る限りにおいて完全かつ忠実に記述し、また、それを発明の説明((3))に組み入れなければならない。
- (8) 連邦司法消費者保護省は、法定命令によって、生物学的材料の寄託、利用権者を含め当該材料の利用に関する事項及び生物学的材料の再寄託に関する規則を公布する権限を有するが、発明が生物学的材料の使用を含んでいるか、又は生物学的材料に関するものであって、その材料が公衆にとって利用可能でなく、かつ、当該技術の熟練者が発明を実施できるように出願書類に記述することができない((4))場合に限る。連邦司法消費者保護省は、法定命令によって、当該権限をドイツ特許商標庁に委譲することができる。

第 34a 条

- (1) 発明が動物性若しくは植物性の生物学的材料を基礎としているか、又は発明に当該材料が使用されている場合において、当該材料の原産地についての情報が知られているときは、特許出願にその情報を含める。出願の審査又は付与された特許から生ずる権利の効力は、これによって影響を受けない。
- (2) (1) の原産地情報を含む出願の場合、ドイツ特許商標庁は当該出願を欧州連合規則 511/2014(2015 年 11 月 25 日、連邦公報 2092 号)及び名古屋議定書の義務を実行するための法第 6 条(1)の意味で権威ある機関である連邦自然保護機構に通知し、第 32 条(5)に従って、当該情報を公報で公開しなければならない。

第 35 条

(1) 特許出願日は、第 34 条(3)1. 及び 2. にいう書類が受領され、かつ、それらが外見上、発明の明細書を構成すると思われる陳述を含んでいる場合は、第 34 条(3)4. にいう書類が、

1. 特許庁において、又は

2. 特許情報センターが連邦法律官報における連邦司法消費者保護省の公示によって当該目的で指定されているときは、その情報センターにおいて、
受領された日とする。

(2) 出願書類が図面への言及を含んでいるが、出願書類に図面が添付されていない場合又は 1 若しくは複数の図面の一部が添付されていない場合は、特許庁は、出願人に対して、その通達から 1 月以内に図面を提出するよう、又は図面への言及はされていない旨の宣言をするよう求める。出願人が、この通達により、遺漏した図面又は遺漏した部分の図面を提出したときは、特許庁におけるその図面又はその遺漏した部分の図面の受領日を出願日とする。他の場合は、その図面への言及はされていないものとみなされる。

(3) (2) は、明細書の遺漏した部分にも適用される。

第 35a 条

(1) 出願書類又はその一部がドイツ語で作成されていない場合は、出願人は、出願後 3 月以内にドイツ語翻訳文を提出しなければならない。ドイツ語翻訳文が、期限内に提出されない場合、出願は取り下げられたものとみなされる。

(2) 出願書類又はその一部が英語又はフランス語で作成されていた場合は、(1) 第 1 文の定める期限は 12 月に延長される。ただし、出願日より前の日付が出願日として主張されている場合には、第 1 文の定める期限は、遅くとも、この日付の 15 月後に満了する。

(3) 出願に対して、第 43 条(1) 又は第 44 条(1) に基づく請求が行われていた場合、審査課は出願人に、出願書類のドイツ語翻訳文を(2) に挙げた期限が満了するまでに提出するよう求めることができる。

(4) 出願人が(1) 及び(2) の期限の満了前にドイツ特許商標庁に第 31 条(2)1 第 1 文の閲覧に対する同意を通知した場合、出願のドイツ語翻訳文を提出しなければならない。当該同意は、ドイツ特許商標庁がドイツ語翻訳文を受領するまでは通知されていないものとみなす。

第 36 条

(1) 出願には要約を添付しなければならないが、要約は、出願日から、又は出願について先の日付がその基準として主張される場合は、その日から、15 月が経過するまでに提出することができる。

(2) 要約は、専ら技術的情報としての役割を有する。要約は、次のものを含まなければならない。

1. 発明の名称

2. 出願書類中に含まれている開示の簡潔な概要であって、発明の技術的分野を表示し、技術的課題、その解決策及び発明の主要用途が明確に理解されるような方法で起草されているもの

3. 簡潔な概要において言及されている図面。複数の図面に言及がされているときは、出願人の見解において、その発明を最も明確に表示している図面を含めなければならない。

第 37 条

(1) 出願人は、出願日から又は出願について先の日付がその基準として主張されているときは当該日から、15 月以内に発明者を指定し、かつ、出願人の知る限りにおいては、他の何人もこの発明に貢献していないことを宣言しなければならない。出願人が発明者でないとき又は唯一の発明者でないときは、出願人は、特許を受ける権利を取得した方法についても陳述しなければならない。特許庁は、当該陳述の正確性を確認しない。

(2) 出願人が、(1)に規定された宣言を適時に提出することを異常な事情によって妨げられた旨を、納得させるように証明することができるときは、特許庁は、出願人に対して適正な期間延長を許可しなければならない。この期間延長は、特許付与の決定の発行日を超えてはならない。

第 38 条

特許を付与すべき旨の決定が行われるときまでは、出願の内容は、出願の対象の範囲を拡大しないことを条件として、補正することができる。ただし、審査請求(第 44 条)が提出されるまでは、明白な誤りの訂正、審査課によって指摘された不備の除去又はクレームの補正のみが容認される。出願の対象の範囲を拡大する補正からは、如何なる権利も導き出すことができない。

第 39 条

(1) 出願人は、いつでも出願を分割することができる。分割は、書面をもって宣言されなければならない。分割が審査請求(第 44 条)を行った後に宣言される場合は、分割された部分は、審査請求が提出されている出願とみなされる。原出願の出願日及び主張されている優先権がある場合はその優先権は、個々の分割出願に関して維持される。

(2) 分割出願について、分割までの期間につき、原出願について納付義務があったのと同額の手数料が納付されなければならない。この規定は、第 43 条による調査に関して特許費用法によって規定されている手数料については、分割が審査請求(第 44 条)の提出前に宣言された場合には適用されないが、分割出願について第 43 条による請求が行われるときは、この限りでない。

(3) 分割出願について、第 34 条、第 35 条、第 35a 条及び第 36 条に基づいて要求される出願書類が分割宣言の受領後 3 月以内に提出されない、又は分割出願についての手数料がこの期間内に納付されないときは、分割の宣言はされなかったものとみなされる。

第 40 条

(1) 特許庁にした先の特許又は実用新案出願の出願日から 12 月の期間内においては、出願人は、同一発明についての特許出願に関して優先権を有するが、先の出願について既に国内又は国外での優先権が主張されているときは、この限りでない。

(2) 出願について、特許庁になされた 2 以上の特許又は実用新案の出願についての優先権を主張することができる。

(3) 優先権は、先の出願の出願書類全体において明瞭に開示されている出願の特徴に関してのみ主張することができる。

(4) 優先権は、後の出願の出願日から2月以内にのみ主張することができる。優先権の宣言は、先の出願の出願番号が与えられている場合にのみ、なされたものとみなされる。

(5) 先の出願がその時点で引き続き特許庁に係属しているときは、その出願は、(4)の規定に基づく優先権主張の宣言がなされたときに、取り下げられたものとみなされる。この規定は、先の出願が実用新案に関するものであるときは適用されない。

(6) 先の特許又は実用新案の出願についての優先権を主張する後の出願に関してファイル閲覧の請求がなされた場合(第31条)は、特許庁は、先の特許又は実用新案の出願書類の写しを後の出願のファイルに含める。

第41条

(1) 国際条約に従って、同一発明に関する先の外国出願の優先権を主張する者は、その優先日から16月以内に、先の出願の出願日、国名及び出願番号を通知し、かつ、先の出願の写しを提出しなければならないが、それらが未だ行われていない場合に限る。この期間内においては、明細を変更することができる。明細が適時に提出されないときは、出願についての優先権主張は失効する。

(2) 先の外国出願が優先権の承認に関する国際条約の当事国でない国において提出されていた場合は、出願人は、パリ条約に基づくものと同等の優先権を主張することができるが、連邦法律官報における連邦司法消費者保護省による公告の後、当該他国が特許庁に最初になされた出願を基にして、その要件及び内容により、パリ条約に基づくものと同等の優先権を付与していることを条件とする。(1)が適用される。

第42条

(1) 出願が第34条、第36条、第37条及び第38条の要件を明らかに遵守していない場合は、審査課は、出願人に対し、特定期間内にその不備を除去するよう要求する。出願が、出願に関する様式その他の要件に関する規定(第34条(6))を遵守していない場合は、審査課はこれらの不備について指摘することを、審査手続の開始(第44条)まで差し控えることができる。

(2) 出願の対象が明らかに、

1. その内容上、発明を構成せず、
2. 産業上の利用可能性を有さず、又は
3. 第2条に基づき特許付与が排除されているときは、

審査課は、出願人に対し、理由を付してその事実を通知し、かつ、特定期間内に意見書を提出するよう求める。

(3) (1)において指摘された出願の不備が除去されない場合又は発明が特許性を欠いていることが明白である((2)1. から3. まで)にも拘らず出願が維持される場合、審査課は出願を拒絶する。出願の拒絶が、出願人に未だ通知されていなかった事実を基にしている場合には、出願人には先ず、特定期間内に意見書を提出する機会が与えられる。

第43条

(1) 特許庁は、請求により、出願の対象である発明の特許性についての評価に適切な技術水準を調査し、第1条から第5条までに基づき発明の保護の適格性及び出願が第34条(3)から(5)までの要件を満たしているかを暫定的に判断する(調査)。技術水準についての調査が、す

べて又は一定の技術分野に関して、全面的又は部分的に国際機関に委任される((8)1.)場合は、出願人がその調査結果を欧州出願についても使用することができるような方法で調査が行われるよう請求することができる。

(2) 請求は、特許出願人だけが行うことができる。請求は書面によらなければならない。第25条が準用される。

(3) 請求は、特許公報に公表されるが、第32条(5)による通知の公表前には行われ不得。何人も特許庁に対し、特許付与を阻害する可能性がある技術水準を通知することができる。

(4) 請求は、第44条による請求が既に提出されている場合は、提出されなかったものとみなされる。この場合、特許庁は、請求人に対し、第44条による請求の提出日を通知する。第43条に従って納付された、特許費用法に規定される調査手数料は返還される。

(5) (1)による請求が提出されている場合は、その後の請求は提出されなかったものとみなされる。(4)第2文及び第3文が準用される。

(6) 調査請求後、特許庁が、その出願が第34条(5)の要件を満たしていないことを確認した場合、特許庁は、特許クレームの中で先頭に記載された発明又は単一の包括的発明概念の形成に関連する最初の1群の発明について調査を実施する。

(7) 特許庁は、(1)及び(6)による調査結果を、完全性を保証することなく出願人に通知し、この通知がなされた旨を特許公報に公告する。調査報告書に対する不服申立は認められない。技術水準が国際機関によって調査され、かつ、出願人が(1)第2文の請求をしていたときは、このことが通知の中に表示される。

(8) 連邦司法消費者保護省は、特許付与手続を促進するために、法定命令によって、次の事項を指示する権限を有する。

1. (1)に明記した技術水準についての調査を、全面的に又は一定の技術分野若しくは一定の言語に関して、特許庁の審査課(第27条(1))以外の部課又は他の国内若しくは国際の機関に、それらが適切な技術水準を調査する権限を有することを条件として、委任すること

2. 特許庁が外国又は国際の機関に対し、審査手続の結果及び技術水準の調査に関する相互情報のために、特許出願ファイルのデータを提供すること、ただし、それに係る出願が、当該外国又は国際の機関に対して特許付与を求めて出願されている発明に関連していることを条件とする。

3. 第42条による特許出願の審査並びに手数料及び期限の監督を、全面的又は部分的に特許庁の審査課又は特許部(第27条(1))以外の部課に任せること

第44条

(1) 特許庁は、請求があったときは、出願が第34条、第37条及び第38条の要件を遵守しているか否か、並びに出願の対象が第1条から第5条までに基づいて特許を受けることができるものであるか否かについて審査する。

(2) 請求は、出願後7年以内に、特許出願人又は第三者が行うことができるが、後者はこれによって、審査手続の参加人にはならない。特許費用法により規定される審査手数料の納付期限は、その納付期日(特許費用法第3条(1))後3月とする。ただし、この期限は遅くとも出願日から7年が経過したときに満了する。

(3) 第43条による請求が既に提出されているときは、審査手続は、この請求についての処理後にのみ開始する。(1)に基づく請求が第三者によって提出された場合、出願人にこの請

求について通知が行われる。その他の点においては、第 43 条(2)第 2 文及び第 3 文並びに(3)及び(5)が準用される。

(4) 第三者によって提出された請求((3)第 2 文)が無効と認定された場合は、特許庁は、この旨を当該第三者及び出願人に通知する。第三者によってなされた審査請求が無効である場合は、出願人は自ら、それについての通知の送達から 3 月以内に、当該期間が(2)に明記した期間後に満了することを条件として、請求を提出することができる。出願人が請求を提出しないときは、第三者によって提出された請求の公表に言及し、この請求が無効である旨の通知が特許公報に公表される。

(5) 審査請求が取り下げられた場合においても、審査手続は続行する。(4)第 2 文の場合においては、手続は、特許出願人による審査請求が提出された時点において到達していた状態から続行される。

第 45 条

(1) 出願が第 34 条、第 37 条及び第 38 条の要件を満たしていない場合又は第 36 条の要件が満たされていないことが明白な場合は、審査課は、出願人に対し、その不備を特定期限内に除去するよう要求する。第 1 文は、要約が既に公表されているときは、その要約に関する不備については適用されない。

(2) 審査課は、発明が第 1 条から第 5 条まで基づいて特許可能なものではないとの結論に達したときは、出願人に対し、理由を付してその旨を通知し、かつ、特定期限内に意見書を提出するよう求める。

第 46 条

(1) 審査課は、いつでも当事者を召喚して聴聞すること、証人、専門家及び当事者を宣誓させて又はさせないで尋問することができ、また、事案の解明に必要なその他の調査を行うことができる。付与に関する決定が行われるときまでは、出願人は、請求により、聴聞の機会が与えられる。請求は、書面により提出されなければならない。請求が所定の様式で提出されていない場合、審査課は、請求を却下する。請求却下の決定は、それ自体について不服申立をすることができない。

(2) 聴聞及び尋問に関しては、調書が作成され、これには手続の本質的内容を再現し、かつ、関係人の法的に関連性のある宣言が含まれるようにする。民事訴訟法第 160a 条、第 162 条及び第 163 条が準用される。関係人には調書の謄本が付与される。

第 47 条

(1) 審査課の決定は、理由が付され、書面をもって作成されるものとし、また、職権により関係人に送達される。決定は、聴聞の終了時に言い渡すこともできる。第 1 文は影響を受けない。出願人が手続の唯一の当事者であり、かつ、同人の請求が許可される場合は、理由を付す必要はない。

(2) 決定の書面には、決定についての審判請求が可能なこと、審判請求の提出先とすることができる当局、審判請求の提出期限及び審判請求手数料について当事者に教示する陳述が添付される。審判請求の提出期間(第 73 条(2))は、当事者が書面による教示を受けた時から開始する。当事者が教示を与えられていないか、又は誤った教示を与えられている場合は、審

判請求は、決定の送達後 1 年以内に限り行うことができるが、審判請求は許可されない旨書面による教示が与えられているときは、この限りでない。第 123 条が準用される。

第 48 条

審査課は、第 45 条(1)に基づいて指摘した不備が除去されない場合又は審査が、発明は第 1 条から第 5 条までに基づいて特許を受けることができるものではないことを示す場合は、出願を拒絶する。第 42 条(3)第 2 文が適用される。

第 49 条

(1) 出願が第 34 条、第 37 条及び第 38 条の要件を満たしており、第 45 条(1)に基づいて指摘した要約における不備が除去されていて、かつ、出願の対象が第 1 条から第 5 条までに従って特許を受けることができるものである場合は、審査課は特許の付与を決定する。

(2) 出願人の請求があったときは、特許付与の決定は、特許庁への出願日から又は出願に関してそれより先の基準日が主張されている場合はその日から 15 月の期間について延期される。

第 49a 条

(1) 特許所有者として登録されている者が補充的保護を申請したときは、特許部は、その申請が関連する欧州共同体理事会規則並びに(5)及び第 16a 条の要件を遵守しているか否かを審査する。

(2) 申請がこれらの要件を満たしているときは、特許部は、存続期間の継続に関する補充的保護証明書を付与する。それと異なる場合は、特許部は、出願人に対し、特許部が定める 2 月を下回らない期間内に不備を更正するよう求める。不備が除去されないときは、特許部は、その申請を、決定をもって拒絶する。

(3) 欧州共同体の規則が補充的保護証明書の存続期間の延長について規定している場合は、(1)及び(2)が準用される。

(4) 特許部は、欧州共同体の規則に定められている請求に関し、命令をもって次の事項を決定する。

1. 補充的保護証明書の存続期間を、当該証明書の申請に係る製品についての最初の販売許可日が誤っている場合は、訂正すること

2. 補充的保護証明書の存続期間の延長を取消すこと

(5) 第 34 条(6)が適用される。第 46 条及び第 47 条は特許部に対する手続に適用される。

第 50 条

(1) 特許が国家機密(刑法第 93 条)である発明について求められる場合は、審査課は、公表を行ってはならない旨を職権によって命令する。命令を出す前に、最上級の所轄連邦当局の意見が聴取される。最上級の所轄連邦当局は、命令を出すよう要求することができる。

(2) 審査課は、命令のための理由が存在しなくなったときは、職権により、又は最上級の所轄連邦当局又は出願人若しくは特許所有者の請求により、(1)に基づく命令を取り消す。審査課は、(1)に基づく命令のための理由が引き続き存在しているか否かについて、1 年毎に審査する。(1)に基づく命令を取り消す前に、最上級の所轄連邦当局の意見が聴取される。

(3) 審査課は、(1)に基づく命令の発出を求める請求を拒絶し、又は(1)に基づく命令を取り消す審査課の決定に対する審判請求期限(第 73 条(2))内に審判請求が提起されなかったときは、当事者に通知する。

(4) (1)から(3)までは、発明であって、国家防衛の理由により外国によって秘密にされており、かつ、連邦政府の同意を得て、秘密を維持する旨の条件を付して、連邦政府に信託されたものについて、準用される。

第 51 条

特許庁は、最上級の所轄連邦当局に対し、第 50 条(1)に従って公表が禁止されるべきか否か、又は第 50 条(1)に基づいて出された命令が取り消されるべきか否かについて検証するため、ファイルを閲覧することを許可する。

第 52 条

(1) 国家機密(刑法第 93 条)を含む特許出願は、本法の適用領域外においては、最上級の所轄連邦当局の書面による同意を得ている場合にのみ、することができる。同意は、条件を付して与えることができる。

(2) 何人も、

1. (1)第 1 文に違反して特許出願をした場合、又は
2. (1)第 2 文に基づく条件に違反して行動した場合は、
5 年以下の拘禁又は罰金に処せられる。

第 53 条

(1) 第 50 条(1)に基づく命令が、特許庁への出願の提出後 4 月以内に出願人に送達されない場合において、発明の機密保持(刑法第 93 条)が必要であるか否かについて疑義があるときは、出願人又はその発明についての知識を有する他の者は、その発明は機密保持を必要としないと想定することができる。

(2) 第 50 条(1)に従って公表が禁止されるべきか否かについての審査が(1)にいう期限内に終了しない場合は、特許庁は、(1)にいう期間内に出願人に対して送達される通知により、この期間を最長 2 月延長することができる。

第 54 条

第 50 条(1)に基づく命令が出された出願に対して特許が付与された場合は、その特許は、特別登録簿に登録される。特別登録簿の閲覧については、第 31 条(5)第 1 文が準用される。

第 55 条

(1) 出願人、特許所有者又はこれらの権原承継人が第 1 条から第 5 条までに基づいて特許を受けることができる発明を、第 50 条(1)に基づく命令の結果として、平和目的で実施することを差し控え又は実施を停止した場合は、同人は、それによって同人に生じた損害に起因する補償を連邦に対して請求する権利を有するが、当該当事者に対し、その損害自体を負担させることが合理的に見て期待できないことを条件とし、かつ、その程度に限る。その程度を判断するときは、特に、被害者の財務状況、発明のために又は発明に対する権原を取得する

ために当該当事者によって行われた支出の額、その支出が生じたときに、当該当事者によって認識されていた、発明の秘密保持が義務付けられる可能性の程度及び被害者がその発明に係る他の実施から取得した利益が考慮される。この請求権は、特許が付与されるまでは主張することができない。補償は、支払うべきものとなった後、かつ、1年より短くない期間についてのみ請求することができる。

(2) 請求権は、最上級の所轄連邦当局に対して主張される。通常の民事裁判所に対する出訴が可能である。

(3) (1)に基づく補償は、その発明の最初の出願が特許庁になされており、かつ、その発明が第50条(1)に基づく命令の発出前に、外国によって防衛の理由からの機密保持が未だされていない場合にのみ認められる。

第56条

連邦政府は、第31条(5)、第50条から第55条まで及び第74条(2)における意味での最上級の所轄連邦当局を、法定命令によって決定する権限を有する。

第57条 (削除)

第58条

(1) 特許の付与は、特許公報において公告される。同時に、特許明細書が公告される。特許公報における公告によって、特許の法的効力が発生する。

(2) 出願が、ファイルの閲覧可能性についての言及の公表(第32条(5))の後に取り下げられ、又は拒絶され、又は取り下げられたものとみなされる場合は、第33条(1)に基づく効力は、生じなかったものとみなされる。

(3) 第44条(2)に規定される期間の満了前に審査請求が提出されない場合又は出願について納付されるべき年次手数料が適時に納付されない(特許費用法第7条(1))場合は、その出願は、取り下げられたものとみなされる。

第59条

(1) 何人も、ただし、窃取の場合は被害者のみが、特許付与の公告後9月以内に特許に対する異議申立通知書を出すことができる。異議申立は、書面によるものとし、かつ、理由が付されなければならない。異議申立は、第21条にいう取消理由の1が存在している旨の主張のみを根拠とすることができる。異議申立を正当化する事実、詳細に記述しなければならない。異議申立書類に未だ含まれていない明細は、その後異議申立期間の満了前に、書面により提出しなければならない。

(2) 特許に対する異議申立の場合は、第三者であって、同人を相手として当該特許の侵害を理由とする訴訟が提起されていることを証明する者は、異議申立期間の満了後、その異議申立手続に異議申立人として参加することができるが、当該異議申立人が、侵害訴訟が提起された日から3月以内に参加通知書を出すことを条件とする。同一規定が、第三者であって、特許所有者が同人は侵害と称されている行為を中止するよう要求した後、特許所有者を相手方とし、同人は特許を侵害していない旨の確認を要求する訴訟を提起していることを証明する者に適用される。参加通知は、第1文にいう期限の到来前に書面により提出しなければならない。

らず、かつ、当該参加の理由を記述していなければならない。(1)第3文から第5文までが準用される。

(3) 異議申立手続においては、当事者が聴聞を要求した場合又は特許部が聴聞は適切であると判断した場合は、当該聴聞が行われる。特許部は、その召喚状において、決定に到達するために討議される必要があると同部が考える問題点を指摘しなければならない。決定の通知を含めた聴聞は公開される。裁判所構成法の第169条第2文及び第171b条から第175条までが準用される。ただし、聴聞の公開が、当事者の利益を危険に晒す虞がある場合、いずれかの当事者の請求により、非公開とすることができる。

(4) 特許部門の主席構成員は、聴聞での秩序を維持し、聴聞から何人も排除することに責任がある。

(5) それ以外には、第43条(3)第2文、第46条及び第47条が、異議申立手続に関して適用される。

第60条 (削除)

第61条

(1) 特許部は、特許が維持されるべきか否か又は取り消されるべきか否か及びその範囲について決定を行う。異議申立が取り下げられた場合には、この手続は、異議申立人なしに、職権によって続行される。

(2) (1)に拘らず、連邦特許裁判所の審判部は、次の場合に決定を行う。

1. 1の当事者が決定を請求し、他の何れの当事者も、その請求の送達から2月以内に、異議を唱えなかったとき、又は
2. 一方の当事者のみからの請求があったとき。ただし、異議申立期限の到来から最低15月が経過しているか、又は参加人からの請求の場合は、当該参加宣言から最低15月が経過していることを条件とする。

この規定は、特許部が、連邦特許裁判所による決定を求める請求を受領してから3月以内に、聴聞への召喚状又は異議申立についての決定を送達している場合は、適用されない。それ以外には、第59条から第62条まで、第69条から第71条まで、及び第86条から第99条までが準用される。

(3) 特許が取り消されるか、又は減縮された範囲に限って維持されるときは、この事実は特許公報において公告される。

(4) 特許が、減縮された範囲で維持される場合は、特許明細書は、それに応じた補正がなされなければならない。特許明細書の補正は公告される。

第62条

(1) 第61条(1)による決定において、特許部は、聴聞又は証拠調によって生じた費用を如何なる程度まで1の当事者に負担させるかについて公正な裁量により決定することができる。この決定は、異議申立が一部又は全部について取り下げられた場合又は特許が放棄された場合にも、行うことができる。特許部は、特許費用法によって規定されている異議申立手数料が全部又は一部について返還されるべき旨を命ずることができるが、返還が衡平の原則に従うことを条件とする。

(2) この費用には、特許庁の出費に加え、当事者がその請求権及び権利を適正に防御するために必要であった範囲において当事者に生じた費用を含める。返還されるべき費用の額は、請求に基づき、特許庁によって決定される。民事訴訟法の規定の内、費用確定手続(第 103 条から第 107 条まで)及び費用確定に関する決定の強制執行(第 724 条から第 802 条まで)に関するものが準用される。抗告が、費用確定に係る決定に対する審判請求に取って代わる。第 73 条が、審判請求が 2 週間以内に提出されることを条件として、適用される。執行力のある正本が、連邦特許裁判所の書記官によって発行される。

第 63 条

(1) 発明者が既に指名されている場合は、発明者は、出願公開(第 32 条(2))において、特許明細書(第 32 条(3))において、及び特許付与の公告(第 58 条(1))において、その名称が表示される。この指名は、登録簿(第 30 条(1))に記入される。発明者の名称表示は、出願人によって指名された発明者がそのように要求するときは、省略される。この要求は、いつでも取り下げることができる。取下が行われた場合は、その後に名称表示が行われる。名称表示に関する発明者による権利放棄は、法的効力を有さない。

(2) 発明者の身元が誤って報告されているか、又は(1)第 3 文の場合において、報告そのものがされていない場合は、特許出願人又は特許所有者又は誤って指名された者は、発明者に対し、(1)第 1 文及び第 2 文による名称表示が訂正されること又はその後になされることに同意する旨を特許庁宛に宣言する義務を負う。この同意は取り消すことができない。特許付与の手続は、同意の宣言を求める訴えの提起によって遅延されてはならない。

(3) 後にする発明者の名称表示((1)第 4 文、(2))又は訂正((2))は、既に発行されている公的刊行物に関しては行われない。

(4) 連邦司法消費者保護省は、法定命令によって、前記規定の施行に関する規則を公布する権限を有する。同省は、法定命令によって、この権限をドイツ特許商標庁に委譲することができる。

第 64 条

(1) 特許は、特許所有者の請求に基づいて取り消すこと、又は特許クレームを補正することによって遡及して減縮することができる。

(2) 請求は、書面によって行い、また、その理由を付さなければならない。

(3) 請求に関しては、特許部が決定する。第 44 条(1)及び第 45 条から第 48 条までが準用される。特許が取り消されたときは、この事実が特許公報に公告される。特許が減縮される場合は、特許明細書は、請求を認める決定における減縮に応じて変更される。特許明細書の補正は、公告される。

第4部 連邦特許裁判所

第65条

(1) 連邦特許裁判所は、特許庁の審査課又は特許部の決定に対する審判請求について審理し、また、特許の無効宣言を求める訴えに関する決定及び強制ライセンス手続(第81条、第85条及び第85a条)における決定をするために、自立した独立の連邦裁判所として設置されている。連邦特許裁判所は、その所在地を特許庁の所在地に置く。この裁判所の名称は「連邦特許裁判所」とする。

(2) 連邦特許裁判所は、長官、裁判長及びその他の裁判官で構成される。それらの者は、ドイツ裁判官法に基づく裁判官職の要求される資格を有する者(法律的構成員)であるか、又は技術の1部門において専門知識を有する者(技術的構成員)でなければならない。技術的構成員については、それらの者が国家又は大学の最終試験に合格していることを条件として、第26条(3)が準用される。

(3) 裁判官は、第71条に別段の定がない限り、連邦大統領によって終身官として任命される。

(4) 連邦特許裁判所長官は、裁判官、公務員、職員及び労働者に対して職務上の監督権を行使する。

第66条

(1) 連邦特許裁判所には、次の部が設置される。

1. 審判請求について審理する複数の部(審判部)
2. 特許の無効宣言を求める訴えに関する決定及び強制ライセンス手続における決定を行う複数の部(無効部)

(2) 部の数は、連邦司法消費者保護省が定める。

第67条

(1) 審判部は、次の構成によって決定を行う。

1. 第23条(4)並びに第50条(1)及び(2)に基づく事件に関しては、裁判長としての1の法律的構成員及び2の技術的構成員
2. 次の事件に関しては、裁判長としての1の技術的構成員、更に2の技術的構成員及び1の法律的構成員
 - a) 出願が拒絶された事件
 - b) 異議申立が容認できないものとして却下された事件
 - c) 第61条(1)第1文及び第64条(1)による事件
 - d) 第61条(2)による事件、及び
 - e) 第130条、第131条及び第133条による事件
3. 第31条(5)による事件に関しては、裁判長としての1の法律的構成員、更に追加の1の法律的構成員及び1の技術的構成員
4. 他の全ての事件に関しては、3の法律的構成員

(2) 無効部は、第84条及び第85条(3)の規定による事件に関しては、裁判長としての1の法律的構成員、追加の1の法律的構成員及び3の技術的構成員による構成をもって、また、そ

れ以外の事件に関しては、1 の法律的構成員を含む 3 の裁判官による構成をもって決定を行う。

第 68 条

裁判所法第 2 部の規定が、次の事項に従うことを条件として、連邦特許裁判所に適用される。

1. 選挙の結果、法律的構成員である裁判官が最高幹部会委員に選任されなかった場合は、法律的構成員の内、最高の得票数を得た法律的構成員が選任されたものとみなされる。
2. 選任についての不服申立(裁判所法第 21b 条(6))に関しては、法律的構成員である 3 の裁判官で構成される連邦特許裁判所の中の部によって決定される。
3. 連邦司法消費者保護省大臣は、連邦特許裁判所長官の常任代理人を任命する。

第 69 条

(1) 審判部における手続は公開されるが、第 32 条(5)に基づくファイルの閲覧可能性の通知が公告されていること又は第 58 条(1)に基づき特許明細書が公告されていることを条件とする。裁判所法第 171b 条から第 175 条までが、次の事項に従うことを条件として、準用される。

1. 手続の公開は、当事者の 1 からの請求があったときは排除することができるが、公開が請求人の保護すべき利益を脅かす場合に限る。
2. 決定の通知の公告は、第 32 条(5)に基づくファイルの閲覧可能性の通知が公告されるまで、又は第 58 条(1)に基づく特許明細書の公告までは、排除される。
- (2) 無効部における手続は、決定の通知を含めて公開する。(1)第 2 文 1. が準用される。
- (3) 部の法廷における秩序の維持は、裁判長の義務とする。法廷秩序の維持に関する裁判所法第 177 条から第 180 条まで、第 182 条及び第 183 条が準用される。

第 70 条

(1) 部の決定は、審議及び投票に基づいて行われる。これに関しては、法によって規定された数の部構成員のみが参加することができる。審議及び票決の間は、前記の部構成員の他には、連邦特許裁判所の研修生のみが出席することができるが、これについては、裁判長がそれらの者の出席を許可することを条件とする。

(2) 部の決定は、過半数の投票を必要とする。投票数が同数であるときは、裁判長の投票が決定要因となる。

(3) 部構成員は、勤続年数順、同一勤続年数の場合は年齢順に、年少者が年長者の前に投票する。報告官が任命されているときは、同人が最初に投票する。裁判長は、最後に投票する。

第 71 条

(1) 連邦特許裁判所においては、委託された裁判官を使用することができる。第 65 条(2)第 3 文が適用される。

(2) 委託された裁判官及び派遣された裁判官は、裁判長を務めることができない。

第 72 条

連邦特許裁判所には、必要な数の書記官を有する書記局が設置される。書記局の設置は、連邦司法消費者保護省によって決定される。

第5部 連邦特許裁判所における手続

1. 審判請求手続

第73条

- (1) 審査課及び特許部の決定に対しては、審判請求をすることができる。
- (2) 審判請求は、決定の送達から1月以内に、書面により特許庁にしなければならない。審判請求書及びすべての趣意書には、他の当事者のために写しを添付しなければならない。審判請求書及びすべての趣意書であって、その事件についての要求又は審判請求若しくは要求の取下の宣言を含むものは、他の当事者に対して職権により送達される。それ以外の趣意書は、送達が命じられていない場合は、略式でその内容が伝えられる。
- (3) 自らの決定に対して審判請求をされている部署がその審判請求は確かな根拠があると考えた場合は、当該部署は、その決定を更正しなければならない。当該部署は、特許費用法によって規定されている審判請求手数料を返還すべき旨を命ずることができる。審判請求が処理されない場合は、当該審判請求は、1月が経過する前にその実体に関する意見を付すことなく、連邦特許裁判所に移送される。
- (4) 審判請求人と他の手続当事者とが対立しているときは、(3)第1文の規定は適用されない。

第74条

- (1) 審判請求は、特許庁における手続の当事者が提出することができる。
- (2) 第31条(5)並びに第50条(1)及び(2)の場合において、審判請求は、最上級の所轄連邦当局も行うことができる。

第75条

- (1) 審判請求は停止効力を有する。
- (2) ただし、審判請求は、それが第50条(1)に基づく命令を出させた審査課の決定を対象としているときは、停止効力を有さない。

第76条

特許庁長官は、公益を守るために適正と考えるときは、審判請求手続において、書面による陳述を連邦特許裁判所に提出し、審理に出席し、また、所見を述べることができる。連邦特許裁判所は、特許庁長官の書面による陳述があったときは、それを当事者に提供する。

第77条

連邦特許裁判所は、同裁判所が原則的に重要な法律の問題に関連して適切であると考える場合は、特許庁長官に対し、審判手続に参加する機会を与えることができる。参加通知書が受領されたとき、特許庁長官は当事者となる。

第78条

聴聞は、次の場合に行われる。

1. 当事者の 1 がそれを請求する場合
2. 連邦特許裁判所において証拠調が行われる(第 88 条(1))場合、又は
3. 連邦特許裁判所がそれを適切とみなす場合

第 79 条

- (1) 審判請求は、裁判所命令によって決定される。
- (2) 審判請求が許容されないものであるか、又は法定の様式によって、かつ、所定の期間内に提出されていない場合は、当該審判請求は、許可できないものとして却下される。この裁判所命令は、聴聞を行うことなく、出すことができる。
- (3) 次の条件が満たされている場合は、連邦特許裁判所は、その事件の実体上の争点について決定をすることなく、審判請求された決定を破棄することができる。
 1. 特許庁が未だその事件に関して実体上の決定を行っていないこと
 2. 特許庁における手続に実質的不備があること
 3. 決定にとって本質的である新たな事実又は証拠が判明すること特許庁は、破棄の基礎とされた法律上の判断を、その決定の基礎としなければならない。

第 80 条

- (1) 手続の当事者が 2 以上である場合は、連邦特許裁判所は、手続費用の全部又は一部を、衡平であるときは、1 の当事者に課すよう決定することができる。連邦特許裁判所はまた、特に、当事者の負担した費用が、関連する請求権及び権利の適切な保護のために必要であった範囲において、その全部又は一部について当事者の 1 によって払い戻されるよう命じることができる。
- (2) 費用は、特許庁長官に対しては、同長官がその手続へ参加した後に要求を提出した場合にのみ、課すことができる。
- (3) 連邦特許裁判所は、特許費用法によって定められている審判請求手数料が返還されるよう命じることができる。
- (4) (1)から(3)までは、審判請求、出願若しくは異議申立の全部若しくは一部が取り下げられた場合又は特許が放棄された場合にも適用される。
- (5) それ以外には、民事訴訟法の規定の内、費用確定手続(第 103 条から第 107 条まで)及び費用確定に関する決定の執行(第 724 条から第 802 条まで)に関するものが準用される。

2. 無効及び強制ライセンスの手続

第 81 条

- (1) 特許若しくは補充的保護証明書の無効宣言に関する、又は強制ライセンスの付与若しくは取下に関する、又は強制ライセンスについて判決によって決定された報酬の調整に関する手続は、訴えの提起によって開始される。訴えは、登録簿に特許所有者として記録されている者又は強制ライセンシーを相手として提起されなければならない。補充的保護証明書に対する訴えは、その基礎である特許に対する訴えと併合して提起することができ、また、基礎である特許に無効理由が存在しているという事実を基礎とすることもできる(第 22 条)。
- (2) 特許の無効宣言を求める訴えは、その時点においても異議申立が提起可能であるか又は

異議申立手続が係属している場合は、提起することができない。補充的保護証明書の無効宣言を求める法的訴えは、第 49a 条(4)の規定による請求が可能な場合又はこれらの請求に関する決定の手続が係属している場合は、提起することができない。

(3) 窃取の事件に関しては、被害者のみが訴えを提起することができる。

(4) 訴えは書面により、連邦特許裁判所に対して提起しなければならない。訴状及びすべての趣意書の写しが、相手方のために、添付される。訴状及びすべての趣意書は、職権により相手方に送達される。

(5) 訴状は、原告、被告及び係争事項を指定し、かつ、特定の請求を含んでいなければならない。また、理由として使用する事実及び証拠が陳述されていなければならない。訴状がこれらの要件を完全には遵守していない場合は、裁判長は、原告に対して特定期間内に必要な補足書類を提出するよう求める。

(6) 原告が欧州連合の加盟国又は欧州経済地域に関する協定の締約国に通常の居所を有していない場合において、被告からの要求があったときは、原告は、手続費用に関する担保を提供しなければならない。民事訴訟法第 110 条(2)1. から 3. までは準用される。連邦特許裁判所は、その公正な裁量により、担保の額を決定し、かつ、当該金額が提供されるべき期限を決定する。この期限が遵守されなかった場合は、訴えは取り下げられたものとみなされる。

第 82 条

(1) 連邦特許裁判所は、被告に対して訴状を送達し、かつ、同人に、これに関して 1 月以内に応答するよう求める。

(2) 被告が適時に応答しなかった場合は、訴状に沿った決定を、聴聞をすることなく、直ちに行うことができ、また、原告が主張する全ての事実は、証明されたとみなすことができる。

(3) 被告が適時に答弁書を提出した場合は、連邦特許裁判所は原告に対し当該答弁書について通知し、聴聞期日を設定する。関係当事者が同意する場合は、聴聞をする必要はない。(2) は、この影響を受けない。

第 83 条

(1) 特許又は補充的保護証明書の無効に関する手続においては、連邦特許裁判所は速やかに当事者に対し、その決定にとって特別に重要である局面又は手続をその決定にとって必須である論点に集中させることに役立つ局面について通知する。当該通知は、討議されるべき局面が当事者によって陳述されているものから明らかである場合は、必要とされない。民事訴訟法第 139 条が準用される。

(2) 連邦特許裁判所は当事者に対する一定の期限を設定することができ、当事者はその期限内に(1)に定めた通知に関する陳述書を、適宜の請求を提出する方法によるか又はその既提出物を補充する方法によって提出することができ、また、その期限内に、それ以外の形での終局的陳述書を提出することもできる。この期限は延期することができるが、当事者が延長を受けるための顕著な理由を提出することを条件とする。当該理由は、納得できるように証明されなければならない。

(3) (1) 及び(2)に定めた権限は、裁判長又は裁判長によって指定された裁判所構成員も行使することができる。

(4) 連邦特許裁判所は、1 の当事者による攻撃若しくは防御(抗弁)の手段又は法的訴えの補

正又は補正後の特許文言を使用して行われる被告の抗弁であって、(2)に定めた期限の到来後に提出されたものを却下することができ、また、次の事情においては、更なる調査を行うことなく、決定を下すことができる。

1. 新たな提出物を検討するためには、既に設定されている聴聞期日の変更を必要とする場合、
 2. 関係当事者が十分な遅延理由を提出していない場合、及び
 3. 関係当事者が、期限不遵守の帰結についての指示を与えられていた場合
- 提出される免責理由は、納得できるように証明されなければならない。

第 84 条

(1) 訴えに対する決定は、判決の形式でなされる。訴えの許容性に関する決定は、中間判決の形式によって行うことができる。

(2) 判決には、手続費用に関する決定も含まれる。訴訟費用に関する民事訴訟法の規定が、衡平が別段の要求をしている場合を除き、準用される。費用確定手続及び費用確定に関する決定の執行に関する民事訴訟法の規定が準用される。第 99 条(2)は影響を受けない。

第 85 条

(1) 強制ライセンスの付与に関する手続においては、原告は、自らの申請により、その発明を実施するための仮処分による許可を受けることができるが、同人が、第 24 条(1)から(6)までに規定する条件が満たされていること、及び許可の即時付与が公益上、緊急に必要とされていることを、納得することができるように証明することを条件とする。

(2) 仮処分の発出は、申請人が申請の相手方に生じる虞のある不利益に対する担保を提供することを条件として行うことができる。

(3) 連邦特許裁判所は、その決定を聴聞に基づいて行う。第 82 条(3)第 2 文及び第 84 条の規定が準用される。

(4) 仮処分の効力は、強制ライセンスの付与に関する訴え(第 81 条及び第 85a 条)の取下又は却下によって終了する。費用に関する決定は、当事者が、取下又は却下が確定してから 1 月以内に修正の申請をする場合は、修正することができる。

(5) 仮処分の発出が、当初から正当化できないものであることが証明された場合は、申請人は、その申請の相手方に、仮処分の執行から生じた損害を賠償する義務を負う。

(6) 強制ライセンスを付与する旨の判決は、それが公益となる場合は、請求に基づき、担保の提供を伴い又は伴わないで、仮執行可能なものとして言い渡すことができる。その判決が破棄又は変更された場合は、申請人は、その執行によって申請の相手方が蒙った損害を賠償する義務を負う。

第 85a 条

(1) 公衆衛生の問題を抱えている諸国に輸出するための医薬品の製造に係る特許についての強制ライセンスに関し、2006 年 5 月 17 日の欧州議会及び欧州理事会の規則(EC)No. 816/2006 の第 5 条(c)、第 6 条、第 10 条(8)並びに第 16 条(1)及び(4) (OJ, L 157, p. 1)に定められている手続は、第 81 条(1)第 1 文による法的手続によって開始される。

(2) 手続が規則(EC)No. 816/2006 によって決定されない場合は、第 81 条から第 85 条までが準用される。

3. 共通手続規定

第 86 条

(1) 連邦特許裁判所構成員の除斥及び忌避については、民事訴訟法第 41 条から第 44 条まで、及び第 47 条から第 49 条までが準用される。

(2) 次の者もまた、裁判官としての職務の行使から除斥される。

1. 審判請求手続の場合において、特許庁における先の手続に参加した者

2. 特許の無効宣言についての手続の場合において、特許の付与又は異議申立に関する特許庁又は連邦特許裁判所における手続に参加した者

(3) 裁判官の忌避に関しては、忌避を申し立てられている裁判官が所属する部が決定する。忌避を申し立てられている構成員の辞退の結果、その部が定足数を有さない場合は、3 の法律的構成員から構成される連邦特許裁判所の審判部が決定を行う。

(4) 書記官の忌避に関しては、その事件が業務範囲内にある部が決定する。

第 87 条

(1) 連邦特許裁判所は、事件の事実関係を職権で調査する。連邦特許裁判所は、当事者の事実陳述及び証拠調請求に拘束されない。

(2) 裁判長又は裁判長によって指定された裁判官は、聴聞の前に又は聴聞が行われない場合は連邦特許裁判所による決定の前に、その事件ができる限り 1 回の聴聞又は 1 回の開廷で処理されるよう、必要なすべての措置を講じなければならない。その他の点では、民事訴訟法第 273 条(2)、(3) 第 1 文及び(4) 第 1 文が準用される。

第 88 条

(1) 連邦特許裁判所は、聴聞によって証拠調を行う。特に、連邦特許裁判所は、検証を行い、証人、鑑定人及び関係当事者を尋問し、また、書類を調査することができる。

(2) 連邦特許裁判所は、適切な事情においては、聴聞の前に、委託された裁判官としてのその構成員の 1 に証拠調を行わせ、又は証拠に関する特定の質問を明示して、他の裁判所に証拠調をするよう要求することができる。

(3) 当事者は、証拠調が行われるすべての期日について通知を受けるものとし、また、その証拠調に立ち会うことができる。当事者は、証人及び鑑定人に対して関連質問をすることができる。質問に対して異議が唱えられたときは、連邦特許裁判所が決定する。

第 89 条

(1) 聴聞の期日が設定され次第、当事者は、少なくとも 2 週間の事前通知をもって召喚される。緊急の場合は、裁判長はこの期間を短縮することができる。

(2) 召喚状においては、関係当事者が欠席した場合は、同人欠席のまま審理を行い、かつ、決定することができる旨が指摘されなければならない。

第 90 条

(1) 裁判長は、聴聞を開始し、かつ、実施する。

- (2) 事件名が述べられた後、裁判長又は報告官が、事件ファイルの本質的内容を述べる。
- (3) その後、関係当事者には、請求をし、かつ、理由を述べる許可が与えられる。

第 91 条

- (1) 裁判長は、事件に係わる事実及び法律上の問題点について当事者と議論する。
- (2) 裁判長は、要求があったときは、部の各裁判官が審問することを許可しなければならない。審問に対して異論が唱えられたときは、部が決定を行う。
- (3) 事件の審議の後、裁判長は、聴聞が終了したことを宣言する。部は聴聞の再開を決定することができる。

第 92 条

- (1) 聴聞及び一切の証拠調については、裁判所の書記官が記録係として行動するよう命じられる。裁判長の命令により、記録係が命じられない場合は、裁判官の内の 1 が調書を作成する。
- (2) 聴聞及び一切の証拠調について、調書が作成される。民事訴訟法第 160 条から第 165 条までが準用される。

第 93 条

- (1) 連邦特許裁判所は、全体としての手続の結果を考慮して到達した独自の確信を基にして決定を行う。決定は、裁判官の確信の決め手となった理由を述べなければならない。
- (2) 決定は、当事者が意見を述べる機会を与えられた事実及び証拠の結果のみを基礎とすることができる。
- (3) 先に聴聞が行われている場合は、最終の聴聞に出席していなかった裁判官は、当事者が同意する場合に限り、決定をすることに参加することができる。

第 94 条

- (1) 連邦特許裁判所の終局決定は、聴聞が行われた場合は、聴聞が終結する裁判所の開廷において、又は直ちに予定が立てられる別の開廷において言い渡される。この開廷は、重要な理由、特に、当該事件に係る量又は困難性がそのように要求するときを除き、3 週間以内に予定されなければならない。終局決定は、職権により当事者に送達される。終局決定は、裁判所において言い渡す代わりに、当事者に送達することができる。連邦特許裁判所が聴聞をせずに決定を行ったときは、決定の言渡は、当事者に対するその送達に代える。
- (2) 連邦特許裁判所の決定であって、請求を拒絶するもの、又は法律上の救済を決定するものには、その決定の根拠となる理由が述べられなければならない。

第 95 条

- (1) 決定における誤記、違算及びこれらに類する明白な誤謬を、連邦特許裁判所はいつでも訂正することができる。
- (2) 訂正は、事前の聴聞を行わずに、決定することができる。訂正に関する命令は、決定書及びその謄本に記録される。

第 96 条

(1) 決定書に記載されている事実の陳述が他の誤り又は不明瞭な事項を含んでいるときは、その決定の送達から 2 週間以内に、訂正を請求することができる。

(2) 連邦特許裁判所は、これに関し、証拠調をしないで、裁判所命令により決定する。当該決定には、訂正が請求された決定を行うことに参加した裁判官のみが参加する。訂正に関する命令は、決定書及びその謄本に記録される。

第 97 条

(1) 当事者は、連邦特許裁判所への訴訟において、自ら行動することができる。第 25 条の規定は影響を受けない。

(2) 当事者は、授權代理人としての弁護士又は特許弁護士に代理させることができる。更に、次の者に限り、連邦特許裁判所に対して授權代理人として行動する権利を有する。

1. 当事者又は当該当事者の関連会社(会社法第 15 条)の従業者。官庁及び公法の法人(公的責務を果たすために、それらの当事者によって形成された結合体を含む)も、他の官庁又は公法の法人(公的責務を果たすために、当該当事者によって形成された結合体を含む)の職員に代理させることができる。

2. 成年に達している家族構成員(財政法第 15 条、生活パートナーシップ法第 11 条)、裁判官職及び共同訴訟人としての資格を有する者。ただし、代理が有給行為に係わっていないことを条件とする。

自然人でない授權代理人は、裁判所における法的代理に任命されているその機関又は代理人を通じて行動しなければならない。

(3) 裁判所は、上訴不能の命令によって、(2)の規定に基づく代理権を有さない授權代理人を拒絶しなければならない。代理権を有さない代理人による手続の処理及び当該代理人への送達又は通知は、当該代理人が拒絶されるまでは有効とする。裁判所は、(2)第 2 文において指定した代理人に対し、当該代理人がその事件に係る事実的及び法律的事情を適切な方法で示す立場にない場合は、更なる代理行為を禁止することができる。

(4) 裁判官は、同人が属する裁判所に対して、授權代理人として行動することができない。

(5) 委任状は、書面により裁判所に提出しなければならない。委任状は、後日に提出することができる。連邦特許裁判所はこの目的での期限を定める。

(6) 委任状の欠如は、手続の如何なる段階においても提起することができる。連邦特許裁判所は、職権をもって委任状の欠如を考慮しなければならないが、弁護士又は特許弁護士が授權代理人として行動する場合は、この限りでない。

第 98 条 (削除)

第 99 条

(1) 連邦特許裁判所における手続に関する規定が本法にない場合は、裁判所法及び民事訴訟法が準用されるが、連邦特許裁判所における手続の特殊性がそれを許さないときは、この限りでない。

(2) 連邦特許裁判所の決定に対しては、本法によって許可される範囲に限り、不服申立をす

ることができる。

(3) 第 31 条は、第三者に対する事件ファイルの閲覧許可に準用される。許可請求については、連邦特許裁判所が決定する。特許の無効宣言についての手続に係るファイルの閲覧は、特許所有者が保護に値する相反する利害関係を証明する場合で、かつ、その範囲においては、許可されない。

(4) 民事訴訟法第 227 条(3)第 1 文は適用されない。

第 6 部 連邦最高裁判所における手続

1. 法律問題に関する審判請求手続

第 100 条

(1) 第 73 条に基づく審判請求に関して、又は第 61 条(2)による特許の維持若しくは取消に関して連邦特許裁判所審判部が出した命令に対しては、法律問題に関する審判請求を連邦最高裁判所に提出することができるが、同審判部がその命令において、法律問題に関する審判請求(以下「法律審判請求」と略記する)をする許可を与えていることを条件とする。

(2) 法律審判請求は、次の何れかに該当する場合に許可される。

1. 基本的重要性を有する法律問題についての決定が行われるべき場合、又は
2. 法律の更なる発展又は判例法上の一貫性の保証が連邦最高裁判所の決定を要求する場合
- (3) 連邦特許裁判所審判部の命令に対する法律審判請求の許可は、次の手続上の瑕疵の 1 が含まれており、それに対して異議を唱える場合は、必要とされない。
 1. 命令を出した裁判所が、適正に構成されていなかったこと
 2. 法律により裁判官職の行使から除斥された裁判官又は不公正の疑念に関する合理的理由に基づき忌避が認められた裁判官が、その命令を出すことに参加していたこと
 3. 手続の当事者が聴聞を受ける権利を拒絶されたこと
 4. 訴訟手続における当事者が、法律の規定に従って代理されていなかったこと。ただし、当該人が訴訟の実施に明示的又は黙示的に同意していたときは、この限りでない。
 5. 命令が手続公開に関する規定に違反して行われた聴聞を基にして下されたこと、又は
 6. 命令がその理由を述べていないこと

第 101 条

- (1) 審判請求に関する手続の当事者は、法律審判請求を行う権利を有する。
- (2) 法律審判請求は、裁判所命令が法律違反に基づいているという主張のみを根拠とすることができる。民事訴訟法第 546 条及び第 547 条が準用される。

第 102 条

- (1) 法律審判請求は、裁判所命令の送達後 1 月以内に連邦最高裁判所に対して書面をもって提出しなければならない。
- (2) 連邦最高裁判所に対する法律審判請求の手続においては、訴訟対象の価値の決定に関する第 144 条の規定が準用される。
- (3) 法律審判請求は、その根拠とする理由を陳述しなければならない。理由を陳述するために許可される期間は 1 月とする。この期間は、法律審判請求の提出をもって開始し、また、請求があったときは、裁判長が延長することができる。
- (4) 法律審判請求理由の陳述は、次のものを含まなければならない。
 1. 裁判所命令に対する審判請求の範囲及び要求する変更又は破棄の範囲についての申立
 2. 違反が生じた法規範の表示
 3. 法律審判請求の基礎が、手続に関する法律についての違反があるという主張であるときは、その不備を構成している事実についての陳述

(5) 連邦最高裁判所に対しては、当事者は、連邦最高裁判所において授権代理人としての業務を行うことを認められている弁護士を代理人としなければならない。当事者が請求したときは、当該当事者の特許弁護士は発言を許可される。第 143 条(3)が準用される。

第 103 条

法律審判請求は停止効力を有する。第 75 条(2)が準用される。

第 104 条

連邦最高裁判所は、職権により、法律審判請求がそれ自体許容されるか否か、及び法律によって規定されている様式により、かつ、所定の期限内にそれが提出され、また、審判請求理由が陳述されているか否かを審査しなければならない。これらの要件の何れかが満たされていないときは、法律審判請求は、認容できないものとして却下される。

第 105 条

(1) 2 以上の者が法律審判請求に関する手続の当事者である場合は、審判請求書及び審判請求理由陳述書を他の当事者に送達し、申立があるときは、送達後の所与の期間内にその申立を書面により連邦最高裁判所に提出するよう求める。法律審判請求が提出された日は、法律審判請求書の送達をもって連絡される。法律審判請求人は、審判請求書又は審判請求理由陳述書に添えて、必要な数の認証謄本を提出しなければならない。

(2) 特許庁長官が法律審判請求に関する手続の当事者でないときは、第 76 条が準用される。

第 106 条

(1) 法律審判請求に関する手続においては、裁判所構成員の除斥及び忌避、授権代理人及び法律的補佐人、書類の職権送達、召喚、開廷及び期限並びに権利回復に関する民事訴訟法の規定が準用される。権利回復の場合は、第 123 条(5)から(7)までが準用される。

(2) 手続の公開性については、第 69 条(1)が準用される。

第 107 条

(1) 法律審判請求に関する決定は、裁判所命令によって行われる。それは、聴聞を経ないで行うことができる。

(2) 連邦最高裁判所は、決定をするに際し、不服申立されている裁判所命令において確証された事実拘束されるが、当該事実に関して、法律審判請求のための受容可能な、かつ、実証された理由が提示されるときは、この限りでない。

(3) 法律審判請求に対する決定は、その根拠とする理由を記述しなければならず、また、職権により当事者に送達される。

第 108 条

(1) 不服申立がされた裁判所命令を破棄した場合は、当該事件は、更なる審理及び決定のために連邦特許裁判所に差し戻される。

(2) 連邦特許裁判所は、その決定の基礎を、差戻の基礎となっている法律的判断に置かなければならない。

第 109 条

(1) 2 以上の者が法律審判請求に関する手続の当事者である場合は、連邦最高裁判所は、事件の適切な最終処分に必要なであった費用の全部又は一部が 1 の当事者によって負担されるべき旨を命じることができるが、これが衡平である場合で、かつ、その範囲においてとする。審判請求が拒絶されるか又は認容できないものとして却下された場合は、法律審判請求によって生じた費用は、審判請求人に課される。当事者の 1 による重大な過失によって生じた費用は、当該当事者に課される。

(2) 特許庁長官に対しては、同長官が法律審判請求を提起したか又は手続において要求を提出した場合に限り、費用を課することができる。

(3) それ以外には、費用確定手続及び費用確定に関する決定から生ずる強制執行に関する民事訴訟法の規定が準用される。

2. 審判請求手続(控訴)

第 110 条

(1) 連邦特許裁判所無効部の判決(第 84 条)に対する審判請求(控訴)は、連邦最高裁判所に提出することができる。

(2) 控訴は、連邦最高裁判所に対して控訴状を提出することによって行うことができる。

(3) 当該控訴のための期間は 1 月とする。この期間は、判決全文の送達をもって、ただし、遅くとも、判決の言渡から 5 月の満了時に、開始する。

(4) 控訴状は、次の内容を含んでいなければならない。

1. 控訴の対象となる判決の指定

2. 控訴が当該判決に対して提出される旨の陳述

(5) 民事訴訟法の準備書面に関する総則が控訴状に対しても適用される。

(6) 控訴状には、異議を唱える判決の原本又は認証謄本を添付しなければならない。

(7) 無効部の命令は、その判決(第 84 条)と一体として取り扱う場合に限り、控訴の対象とすることができる。民事訴訟法第 71 条(3)は適用されない。

(8) 民事訴訟法第 515 条、第 516 条並びに第 521 条(1)及び(2)第 1 文が準用される。

第 111 条

(1) 控訴は、連邦特許裁判所の決定が連邦法違反に基づいているという事実又は第 117 条に従って考慮されるべき事実が異なる決定を正当化するという事実のみを根拠とすることができる。

(2) 法律違反は、法律上の規定が適用されないか、又は正しく適用されない場合に生じる。

(3) 次のすべての事情においては、決定は、法律違反に基づいているものとみなす。

1. 連邦特許裁判所が適切に構成されていなかった場合

2. 裁判官の職務を行使することを法によって排除されていた裁判官が決定を下すことに参加していた場合。ただし、忌避申請による当該阻止の主張が認められていなかったときは、この限りでない。

3. 裁判官が不公平の疑念に基づいて忌避され、忌避申請は理由があると宣言されたにも拘ら

ず、その裁判官が決定を下すことに参加していた場合

4. 手続の当事者が、法の規定に従って代理されていなかった場合。ただし、当該当事者が手続の実行に明示的又は黙示的に同意していたときは、この限りでない。
5. 決定が、手続の公開に関する規定が遵守されていない審理を基にして下されていた場合
6. 決定が、本法の規定に反し、その理由を述べていない場合

第 112 条

- (1) 控訴人は、控訴理由を述べなければならない。
- (2) 既に控訴状に含まれているときを除き、控訴理由は連邦最高裁判所に対し書面をもって提出しなければならない。控訴理由書の提出期間は 3 月とする。当該期間は、判決全文の送達日から、ただし、遅くとも、その言渡から 5 月が経過するときから起算する。裁判長は、請求に基づき、期限延期を許可することができるが、相手方が承諾することを条件とする。相手方が承諾しない場合においては、期限は 1 月を限度として延期することができるが、裁判長が独自に、その延期によって訴訟が遅延しないと確信すること又は控訴人が顕著な理由を示すことができることを条件とする。控訴人がこの期限内の適切な時期に裁判所ファイルを閲覧する許可を得ることができない場合において請求があったときは、裁判長はその期限をファイルが送付されてから 2 月後まで延期することができる。
- (3) 控訴理由書は、次の事項を含んでいなければならない。
 1. 判決の中の特定の範囲であって、控訴の対象とし、その破棄を請求するもの(控訴請求)についての陳述
 2. 控訴理由についての明細であって、次の方法によるもの
 - a) 権利違反を生じさせた事情についての説明
 - b) 控訴が、手続に関して法律違反が生じたという主張による基づくものである場合は、その欠陥を生じさせた事実についての説明
 - c) 攻撃及び防御の新たな手段並びに第 117 条によって許容される攻撃及び防御の新たな手段の基となる事実の説明
- (4) 第 110 条(5)は、控訴理由について準用される。

第 113 条

当事者は、連邦最高裁判所に対し、授權代理人としての弁護士又は特許弁護士により代理されなければならない。授權代理人は、技術的補佐人を伴って出頭することを許可される。

第 114 条

- (1) 連邦最高裁判所は、控訴自体が許されるものか否か及び控訴状が法定の様式により法定の期限内に提出され、かつ、理由が示されたか否かを職権により審査する。これらの要件の何れかが遵守されていない場合は、控訴は容認できないものとして却下される。
- (2) 決定は、裁判所命令の方法で行うことができる。
- (3) 控訴が裁判所命令により容認できないものとして却下される場合を除き、聴聞の期日が予定され、当事者はそれについて通知される。
- (4) 民事訴訟法第 525 条が準用される。民事訴訟法第 348 条から第 350 条までは、準用されない。

第 115 条

- (1) 被控訴人は交差控訴をすることができる。当該交差控訴は、被控訴人が控訴する権利を放棄していたか、又は控訴期限が経過することを許容していた場合にも許容される。
- (2) 交差控訴は、連邦最高裁判所に交差控訴を告げる書面を提出することによって行うものとし、この通知は、控訴理由書の送達から 2 月が経過するときまでに宣言されなければならない。被控訴人が控訴に応答するための期限を与えられていた場合は、交差控訴はその期限が到来するときまで許容される。
- (3) 交差控訴は、その交差控訴を通知する書面において、その内容が具体的に示されなければならない。第 110 条(4)、(5)及び(8)並びに第 112 条(3)が準用される。
- (4) 交差控訴は、控訴が取り下げられるか、又は棄却される場合は、効力を有さない。

第 116 条

- (1) 連邦最高裁判所は、当事者によって提起された請求のみを審査する。
- (2) 法的訴えの修正又は特許若しくは補充的保護証明書の無効を宣言するための手続においては、修正された特許文言による防御は、次の条件が満たされる場合に限り、容認される。
 1. 相手方が承諾するか、又は連邦最高裁判所が、請求の修正は適宜であると判断すること、及び
 2. 請求の修正は、連邦最高裁判所が第 117 条による控訴に関する聴聞及び決定の基礎として使用すべき事実を根拠とすることができること

第 117 条

民事訴訟法第 529 条、第 530 条及び第 531 条は、控訴裁判所による審査の範囲並びに攻撃及び防御に関する後に提出される、拒絶される、及び新たな手段に対して準用される。第 112 条が、民事訴訟法第 520 条に代替する。

第 118 条

- (1) 連邦最高裁判所の判決は、聴聞を基にして行われる。第 69 条(2)が準用される。
- (2) 召喚については、最低 2 週間の期間を有する事前通知が送達される。
- (3) 次の条件が満たされる場合は、聴聞を免除することができる。
 1. 当事者双方が同意する場合、又は
 2. 費用のみについて決定をする場合当事者の何れも聴聞に出頭しない場合は、判決は事件ファイルを基にして、行うことができる。

第 119 条

- (1) 不服申立がされた判決の根拠に法律違反が含まれているが、その決定自体は他の理由により正しい場合は、控訴は却下される。
- (2) 控訴は理由があると判断された場合は、不服申立がされた判決は破棄される。判決が手続上の欠陥を理由として破棄される場合は、その手続はまた、その欠陥によって影響を受けていた範囲については、停止される。

(3) 判決が破棄された場合は、それに係る事件は、新たな聴聞及び決定のために、連邦特許裁判所に差し戻される。事件は、別の無効部に差し戻すことができる。

(4) 連邦特許裁判所はまた、その決定の基礎を破棄の理由であった法的評価におかなければならない。

(5) 連邦最高裁判所は、事件の実体に関して決定することが適宜であるときは、その決定をすることができる。事件が最終決定をすることができる状態にあるときは、連邦最高裁判所は決定をしなければならない。

第 120 条

判決は、連邦最高裁判所が手続上の欠陥に対する不服申立が有効でないと考える場合は、理由を付さなくてもよい。これは、第 111 条(3)による不服申立には適用しない。

第 121 条

(1) 訴訟対象の価値の決定に関する第 144 条の規定は、連邦最高裁判所における手続に準用される。

(2) 手続費用に関する決定は、判決に含まれる。衡平が異なる決定を要求する場合を除き、訴訟費用に関する民事訴訟法の規定(第 91 条から第 101 条まで)が準用される。費用決定手続(第 103 条から第 107 条まで)及び費用決定に関する決定の強制執行(第 724 条から第 802 条まで)に関する民事訴訟法の規定が準用される。

3. 特定の審判請求に関する手続

第 122 条

(1) 強制ライセンスの付与に関する手続における仮処分の発出に関する連邦特許裁判所無効部の判決(第 85 条及び第 85a 条)に対しては、連邦最高裁判所に特定の審判請求をすることができる。第 110 条(7)が準用される。

(2) 審判請求は判決の送達後 1 月以内に、書面をもって連邦最高裁判所に提出しなければならない。

(3) 審判請求期間は、判決の全文の送達をもって、ただし、遅くとも、判決の言渡がされてから 5 月が満了するまでに開始する。

(4) 第 74 条(1)、第 84 条及び第 110 条から第 121 条までは、連邦最高裁判所における手続に準用される。

4. 共通の手続規定

第 122a 条

決定によって不利を蒙る当事者からの不服申立があつた場合において、裁判所が当該当事者のその決定に相応しい形式で聴聞を受ける権利を侵害していたときは、手続は続行される。不服申立は、最終決定に先行する決定に対しては、行うことができない。民事訴訟法第 321a 条(2)から(5)までが準用される。

第7部 共通規定

第123条

(1) 何人も、自らの過失によらないで、特許庁又は連邦特許裁判所に対する期限の遵守を妨げられ、その不遵守が本法の規定による同人の権利を損なう場合は、請求により同人の権利を回復させることができる。この規定は、次の期限には適用されない。

1. 異議申立の提出(第59条(1))又は異議申立手数料の納付(特許費用法第6条(1)第1文)に関するもの

2. 特許の維持(第73条(2))に対する審判請求の提出又は審判請求手数料の納付(特許費用法第6条(1)第1文)に関して、異議申立人に許可されるもの、又は

3. 第7条(2)及び第40条に基づく優先権を主張することができる特許出願に関するもの

(2) 回復は、障害の消滅から2月以内に書面により請求しなければならない。請求は、回復を正当化する事実を陳述しなければならない。当該事実は、請求又は請求に関する手続において、納得できるように証明しなければならない。懈怠された行為は、請求期限内に追完しなければならない。これが行われた場合は、回復は請求がなくても認めることができる。遵守されなかった期限から1年が経過した後では、回復はもはや請求することができず、また、懈怠された行為は、もはや追完することができない。

(3) 請求に関する決定は、追完すべき行為に関して決定することを義務付けられている部門が行う。

(4) 回復に関する決定については、不服申立をすることができない。

(5) ある者が、回復の結果再び発効した特許の対象について、特許の消滅時から特許の再発効時までの期間に、ドイツにおいて善意で実施を開始している場合又はこの期間内に当該目的で必要な準備をしている場合は、当該人は、自己の事業の必要のために、自己の又は他人の作業所において特許の対象を引き続き実施する権利を有する。この権利は、その事業と共にする場合にのみ、相続又は移転することができる。

(6) 回復の結果として第33条(1)が効力を有することとなる場合は、(5)が準用される。

(7) ある者が、回復の結果として先の外国出願に基づく優先権(第41条)を主張する出願の対象を、12月の期限の到来日から優先権の効力の再発効時までの期間に、ドイツにおいて善意で実施しているか、又は同期間内に当該目的で必要な準備をしている場合は、その者も(5)に従う権利を有する。

第123a条

(1) 特許出願が、特許庁によって定められた期限が遵守されなかった後に拒絶された場合において、出願人がその出願の処理の継続を請求し、懈怠された行為を追完したときは、拒絶する決定は、明示して破棄する必要なく、無効となる。

(2) 請求は、特許出願の拒絶に関する決定の送達から1月の期限内に提出されなければならない。懈怠された行為は、この期限内に追完されなければならない。

(3) 回復は、(2)による期限又は特許費用法第6条(1)第1文によって規定されている継続処理手数料納付のための期限が遵守されなかった場合は、不可能となる。

(4) 追完されるべき行為について決定をしなければならない課が、継続処理の請求について決定する。

第 124 条

特許庁、連邦特許裁判所及び連邦最高裁判所における手続において、当事者は、事実的状况についての陳述を完全かつ誠実にしなければならない。

第 125 条

(1) 異議申立又は特許の無効宣言に関する訴訟が、特許の対象が第 3 条による特許性を有していない旨の主張を根拠としている場合は、特許庁又は連邦特許裁判所は、その異議申立又は訴訟において言及されており、特許庁及び連邦特許裁判所において利用することができない刊行物に関し、その原本、写真複写又は認証謄本が、特許庁又は連邦特許裁判所及び手続当事者のために各 1 通提出されるよう要求することができる。

(2) 特許庁又は連邦特許裁判所によって要求されたときは、外国語による刊行物の無認証又は認証翻訳文が提出されなければならない。

第 125a 条

(1) 特許庁における手続において、出願、請求その他の手続に関して書面が必要とされる場合は、民事訴訟法第 130a 条(1)第 1 文及び第 3 文並びに(3)が準用される。

(2) 連邦特許裁判所及び連邦最高裁判所の事件記録は、電子形態で調製することができる。電子書類、電子ファイル及び手続の電子的実施に関する民事訴訟法の規定は、本法に別段の定めがあるもの以外に関し、準用される。

(3) 連邦司法消費者保護省は、連邦議会の承認を必要としない法定命令によって、次の事項に関して決定する。

1. 電子書類の特許庁及び裁判所への提出が可能となる時点、書類の処理に適した形態、電子署名を使用すべきか否か及び使用すべき電子署名の形態
2. (2)による事件記録の電子的調製が可能となる日並びに電子事件記録の作成、処理及び保存のために適用されるべき全般的な組織的及び技術的条件

第 126 条

別段の定めがあるときを除き、特許庁及び連邦特許裁判所の言語はドイツ語とする。それ以外には、裁判所の言語に関する裁判所法の規定が適用される。

第 127 条

(1) 特許庁及び連邦特許裁判所に対する手続における書類の送達については、次の事項に従うことを条件として、行政訴訟における送達に関する法律の規定が適用される。

1. 書留郵便による送達の受取が、法律によって定められている理由なしに拒絶された場合でも、送達は行われたものとみなされる。
2. 国外に居住しており、かつ、第 25 条の要件に反して、ドイツにおける代理人を指名していない名宛人に対する送達は、郵便局から郵送される書留郵便をもって行うことができる。この規定は、名宛人であって、同人自身が第 25 条(2)の意味においてドイツにおける代理人である者に対しても適用される。民事訴訟法第 184 条(2)第 1 文及び第 4 文が準用される。
3. 代理人証明書所有者(特許弁護士規則第 177 条)への送達については、行政訴訟における送

達に関する法律第5条(4)が準用される。

4. 特許庁に郵便私書箱が設置されている名宛人に対しては、書類の送達は、その郵便私書箱に投函することによっても行うことができる。投函に関する書面陳述が、その事件のファイルにおいて行われる。書類には、投函の日時が記録されなければならない。送達は、郵便私書箱への投函から3日目に行われたものとみなされる。

5. (削除)

(2) 民事訴訟法の規定が、連邦特許裁判所に対する手続における送達に準用される。

第128条

(1) 裁判所は、特許庁及び連邦特許裁判所に対して法律補助を行う義務を負う。

(2) 特許庁での手続において、連邦特許裁判所は、特許庁の要求に基づき、証人又は鑑定人であって、出頭せず、又は証言すること若しくは宣誓して証言することを拒絶する者に対する秩序維持手段又は強制手段を定める。証人に召喚状が送達され、同人が出頭しなかった場合の召喚状の強制執行も、同様に命令される。

(3) (2)に基づく要求に関しては、3の法律的構成員から成る連邦特許裁判所審判部が決定する。この場合の言渡は、裁判所命令の形式をとる。

第128a条

裁判所補償報酬法に従って、証人には補償が与えられ、鑑定人には報酬が与えられる。

第128b条

裁判所法第17章の規定は、特許庁及び連邦最高裁判所に対する手続きに準用される。

第 8 部 法的扶助

第 129 条

特許庁、連邦特許裁判所及び連邦最高裁判所に対する手続においては、当事者は、第 130 条から第 138 条までの規定に従って法的扶助が与えられる。

第 130 条

(1) 特許付与手続において、特許出願人は、その請求により、民事訴訟法第 114 条から第 116 条までの準用の下に、法的扶助が付与されるが、特許が付与される十分な見込みがあることを条件とする。法的扶助はまた、出願人又は特許所有者の請求がある場合は、第 17 条による年次手数料についても付与される。支払は、連邦国庫に対して行われる。

(2) 法的扶助の付与は、法的扶助の対象である手数料の不納から生じる法的結果が効力を生じないという効力を有する。その他の点に関しては、民事訴訟法第 122 条(1)が準用される。

(3) 2 以上の者が共同して特許出願する場合は、法的扶助は全員に付与されるが、それらの特許出願人全員が(1)の要件を満たしている場合に限る。

(4) 特許出願人又は特許所有者が発明者又はその唯一の権原承継人でない場合は、法的扶助は、発明者もまた、(1)の要件を満たしている場合に限り、付与される。

(5) 請求があった場合は、法的扶助には、民事訴訟法第 115 条(3)に基づく法的扶助の付与を妨げる制限を回避するために必要な数の年次手数料を含めることができる。支払われた割賦金は、割賦金の支払が、選任された代理人のために生ずることのある費用を含め、特許付与手続の費用を負担するに足りる場合にのみ、年次手数料に充当される。割賦金の支払によって、年次手数料が納付されたものとみなすことができる場合は、特許費用法第 5 条(2)が準用される。

(6) 第 44 条に明記した事情においては、(1)から(3)までが、請求を提出する第三者に準用されるが、当該第三者が、保護を正当化する同人の利益を納得させるように証明することができることを条件とする。

第 131 条

特許の減縮又は取消に関する手続においては、第 130 条(1)、(2)及び(5)が準用される。

第 132 条

(1) 異議申立手続(第 59 条から第 62 条まで)においては、特許所有者は、請求をすることにより、民事訴訟法第 114 条から第 116 条まで並びに本法第 130 条(1)第 2 文、(2)、(4)及び(5)の準用の下に、法的扶助が付与される。この点に関しては、法的防御が十分な成功の見込みを提供するか否かについては審査されない。

(2) (1)第 1 文は、異議申立人及び第 59 条(2)に基づいて参加する第三者に対して、並びに特許無効に関する又は強制ライセンス(第 81 条、第 85 条及び第 85a 条)に関する手続の当事者に対して準用されるが、申請人が保護を正当化する本人の権利を納得させるように証明することができることを条件とする。

第 133 条

第 130 条から第 132 条までに従って法的扶助が付与されている当事者は、請求をすることによって、同人の選択により、同人を代理する用意のある特許弁護士若しくは弁護士又は明示の請求により、代理資格証所有者の選任を受けることができるが、当該選任がその手続の適正な処理のために必要と思われること、又は対立する利害を有する当事者が特許弁護士、弁護士又は代理人資格証所有者によって代理されていることを条件とする。民事訴訟法第 121 条(4)及び(5)が準用される。

第 134 条

第 130 条から第 132 条までに従った、法的扶助の付与を求める請求が手数料納付について定められた期間の満了前に提出される場合は、当該期間は、その請求に関する決定の送達から 1 月が経過するまで中断される。

第 135 条

(1) 法的扶助の付与を求める請求は、特許庁、連邦特許裁判所又は連邦最高裁判所に対して書面をもって提出しなければならない。第 110 条及び第 122 条に基づく手続において、請求は連邦最高裁判所の書記局に対して行い、かつ、記録されるようにすることもできる。125a 条が準用される。

(2) 請求に関する決定は、法的扶助が求められる手続を管轄する部課が行う。

(3) 第 130 条から第 133 条までに基づいて下された決定に対しては、法的扶助の付与又は第 133 条に基づく代理人の選定を拒絶する特許部の決定に関するものを除き、不服申立をすることができない。法律審判請求は、排除される。民事訴訟法第 127 条(3)は、連邦特許裁判所における手続に準用される。

第 136 条

民事訴訟法第 117 条(2)から(4)まで、第 118 条(2)及び(3)、第 119 条、第 120 条(1)、(3)、第 120a 条(1)、(2)及び(4)並びに第 124 条及び第 127 条(1)及び(2)が準用され、また、民事訴訟法第 127 条(2)が、不服申立は争議対象の価値に拘らず行うことを前提として適用される。異議申立手続において、及び特許の無効宣言又は強制ライセンスの取得に関する手続(第 81 条、第 85 条及び第 85a 条)においては、この規定は、民事訴訟法第 117 条(1)第 2 文、第 118 条(1)、第 122 条(2)並びに第 123 条、第 125 条及び第 126 条にも適用される。

第 137 条

法的扶助は、出願された又は特許によって保護された発明であって、法的扶助が付与されたものが、移転、使用、ライセンス許諾その他の方法によって商業的に利用され、かつ、それによって得られた収益が法的扶助の付与に関する事情を、手続費用の納付を関係当事者に合理的に期待することができる程度に変化させている場合は、廃止することができる。この規定は、民事訴訟法第 124 条(1)3 に定められた期限の到来後においても適用される。法的扶助を付与された当事者は、関連する発明の商業的利用に関し、付与についての決定を行った当局に対して報告する義務を負う。

第 138 条

(1) 法律審判請求(第 100 条)に関する手続においては、法的扶助は、請求があったときは、当事者に対し、民事訴訟法第 114 条から第 116 条までを準用して付与される。

(2) 法的扶助の付与を求める請求は、連邦最高裁判所に対し書面をもって提出しなければならない。請求は、同裁判所の書記局においても行い、かつ、記録されることができる。請求に関しては、連邦最高裁判所が決定する。

(3) その他の点に関しては、第 130 条(2)、(3)、(5)及び(6)並びに第 133 条、第 134 条、第 136 条及び第 137 条が準用されるが、法的扶助が付与されている当事者については、連邦最高裁判所に対する業務を行うことを認められている弁護士のみが選任を受けることができる旨の条件に従うことを前提とする。

第9部 権利侵害

第139条

(1) 第9条から第13条までに違反して特許発明を実施する者に対して、反復の危険があるときは、被侵害者は、差止による救済を請求することができる。この請求権は、初めての違反行為の危険があるときにも適用される。

(2) 故意又は過失により当該行為をする者は、被侵害者に対して、その行為から生じた損害を賠償する義務を負う。損害賠償を査定するときは、侵害者が権利を侵害することによって得た利益も考慮することができる。損害賠償の請求は、侵害者がその発明を実施する許可を得た場合に、十分な報酬として支払うよう要求される金額を基にしても計算することができる。

(3) 特許の対象が新たな製品の製造方法である場合は、他人によって生産された同一製品は、反証がない限り、その特許方法を使用して生産されたものとみなされる。反証の証拠調べをするときは、被告の製造及び事業秘密の保護に関する同人の正当な利益が顧慮されなければならない。

第140条

特許付与前に、ファイルを何人も閲覧することができる出願(第31条(1)第2文の後段及び(2))に基づく権利が訴訟において主張され、かつ、その訴訟に関する決定が第33条(1)に基づく請求権が存在するか否かに依拠する場合は、裁判所は、その手続を、特許付与に関する決定が行われるまで停止するよう命ずることができる。第44条に従った審査請求が提出されていない場合において、相手方当事者からの請求があったときは、裁判所は、出願による権利を主張する当事者に対し、審査請求を提出すべき期限を設定しなければならない。審査請求が当該期限内に提出されないときは、出願から生ずる権利は、その訴訟において主張することができない。

第140a条

(1) 第9条から第13条までに違反して特許発明を実施する者に対し、被侵害者は、侵害者が所持又は所有している、特許の対象である製品の廃棄を請求することができる。第1文の規定はまた、当該製品が特許の対象である方法によって直接に製造されているときにも適用される。

(2) (1)の規定は、侵害者が所有している材料及び装置であって、主としてそれらの製品を製造する機能を有するものにも準用される。

(3) 第9条から第13条までに違反して特許発明を実施する者に対し、被侵害者は、特許の対象である製品の回収又は販売経路からの確定的除去を請求することができる。第1文の規定は、製品が特許の対象である方法によって直接に製造されているときにも適用される。

(4) (1)から(3)までによる請求権は、特定の事件において、当該請求が不均衡なものであるときは排除される。均衡性を評価するときは、第三者の正当な権利も考慮されなければならない。

第 140b 条

(1) 第 9 条から第 13 条までの規定に違反して特許を実施する者に対し、被侵害者は、使用されている製品の出所及び販売経路に関する迅速な情報を請求することができる。

(2) 侵害が明白な場合又は被侵害者が侵害者に対して訴訟を提起している場合は、(1)に拘らず、請求権は、商業的規模で次のことを行った者に対しても適用される。

1. 侵害製品を所持したこと
2. 侵害する役務を使用したこと
3. 侵害行為に使用される役務を提供したこと、又は
4. 1., 2. 又は 3. にいう行為をした者の 1 の陳述によれば、当該製品の製造、生産若しくは流通又は当該役務の提供に参加したこと

ただし、当該人が民事訴訟法第 383 条から第 385 条までの規定により、訴訟において、侵害者に対し証拠を提供することを拒絶する権利を有するときは、この限りでない。第 1 文において定められた情報請求権が裁判所において主張される場合は、裁判所は、請求があったときは、侵害者に対する係属中の訴訟を、情報請求に関する訴訟についての処分が行われるまで停止することができる。情報提供を要求される者(以下「情報提供義務者」と表記する)は被侵害者に対し、当該情報の提供のために必要とされる支出の補償を要求することができる。

(3) 情報提供義務者は、次の事項を明示しなければならない。

1. 名称及び宛先であって、製造者、供給者及びそれ以外の、前の製品所有者又は役務の使用者並びに当該製品が予定されていた商取引上の顧客及び販売場所、及び
2. 製造され、配達され、受領され又は注文された製品の量及び個々の製品又は役務に対して支払われた価格

(4) (1) 及び (2) による請求権は、当該請求権が均衡を欠くことになる特定の事情においては、排除される。

(5) 情報提供義務者が、故意又は重過失によって不正確又は不完全な情報を提供した場合は、当該人は被侵害者に対し、これによって生じる損害を賠償する責めを負う。

(6) (1) 又は (2) に従って情報の提供を要求されることなく、正しい情報を提供した者は、第三者に対しては、当該情報提供者が、自らは情報の提供を要求されていないことを知っていた場合にのみ、責任を負う。

(7) 権利侵害が明白な場合においては、情報提供の要求は、民事訴訟法第 935 条から第 945 条までの規定による仮処分の形で命令することができる。

(8) その認識は、情報が提供される前に行われた行為に関して、刑事手続又は秩序違反法によって訴えられている情報提供義務者又は刑事訴訟法第 52 条(1)に示されているその近親者に対しては、情報提供義務者の同意がある場合にのみ、使用することができる。

(9) 情報が、通信データ(通信法第 3 条 30.)を使用することによってのみ提供可能である場合は、通信データ使用の許容可能性に関する事前の裁判所命令が必要とされ、それは被侵害者が請求しなければならない。この命令の発出については、情報提供義務者がその居所、本拠又は営業所を有する地方の地方裁判所が、訴訟対象の価値の如何に拘らず、専属管轄権を有する。決定は、民事部が行う。家族事件及び非訟事件についての手続法の規定をその手続に準用する。裁判所命令の費用は、被侵害者が負担しなければならない。地方裁判所の決定に対しては、上級地方裁判所への上訴が認められる。上訴は 2 週間以内にしなければならない。個人情報保護の規定はこれらによって影響を受けない。

(10) 通信の秘密に関する基本権(基本法第10条)は、(9)と連結して、(2)によって制限される。

第140c条

(1) 第9条から第13条までの規定に違反して特許発明を実施していることが十分に確実であると思われる者に対し、権利所有者又は他の権利者は、当該人の管理下にある書類の提供若しくは物品の査察又は特許の対象である方法の査察を請求することができるが、これが権利所有者又は他の権利者の主張を実証するために必要であることを条件とする。商業的規模での権利侵害が行われていることが十分な程度に確実であるときは、この請求権は、銀行、財務又は営業の書類の提供も対象とする。侵害者と思われる者が、その情報については秘密が保持されるべきことを主張する場合は、裁判所は、その特定の事件に関して適切な保護を確保するために必要な措置をとらなければならない。

(2) (1)による請求権は、それが特定の事件において均衡を失っているものである場合は、排除される。

(3) 書類の提供又は物品に係る査察受け入れの義務は、民事訴訟法第935条から第945条までによる仮処分をもって命令することができる。裁判所は、秘密情報の保護をするために必要な措置をとらなければならない。この規定は、特に、相手方を事前に聴聞することなく仮処分を出すときに適用される。

(4) 民法第811条及び第140b条(8)が準用される。

(5) 侵害又はその虞がなかった場合は、侵害者と思われた者は、(1)により提供又は査察を請求した者に対し、その請求によって生じた損害についての賠償を要求することができる。

第140d条

(1) 権利侵害が商業的規模で行われている場合は、被侵害者は、第139条(2)に定められた事件の侵害者に対し、侵害者の管理下にあり、損害賠償請求権を行使するために必要とされる銀行、財務及び営業書類の提供又はそれらの書類の適切な入手を求めることができるが、当該提供がなければ、損害賠償請求権の要件充足に疑義が生じることを条件とする。侵害者が、その情報について秘密が守られるべき旨を主張するときは、裁判所は、特定の事件に関し、適切な保護を確保するために必要な措置をとらなければならない。

(2) (1)の規定による請求権は、それが特定の事件において均衡を欠いているときは、排除される。

(3) (1)に定められた書類提供義務は、損害賠償請求権が明白に存在している場合は、民事訴訟法第935条から第945条までによる仮処分をもって命ずることができる。裁判所は、秘密情報の保護を確保するために必要な措置をとらなければならない。この規定は、特に、仮処分が相手方を聴聞することなく出される場合に、適用される。

(4) 民法第811条及び第140b条(8)が準用される。

第140e条

本法を基にして訴訟が提起された場合は、勝訴者に有利な判決において、当該当事者は、敗訴者の費用負担によりその判決を公表することができる旨を命ずることができるが、勝訴者がそれについての正当な利益を証明できる場合に限る。公表の種類及び範囲は、判決におい

て決定される。その許可は、判決が確定してから 3 月以内に使用されなかったときは、消滅する。第 1 文による公表は仮執行をすることができない。

第 141 条

特許権の侵害に関する請求権の時効に関しては、民法第 1 巻第 5 部の規定が準用される。侵害者が権利侵害により、権利を有する者の犠牲において何らかの利得をしている場合は、民法第 852 条が準用される。

第 141a 条

他の法律の規定に基づく請求権は、この影響を受けない。

第 142 条

(1) 特許所有者又は補充的保護証明書所有者(第 16a 条, 第 49a 条)からの必要な同意を得ないで、次の行為をした者は、3 年以下の拘禁又は罰金によって罰せられる。

1. 特許又は補充的保護証明書の対象である製品を製造若しくは提供し、販売し、使用し、又はこれらの目的のために輸入若しくは所持すること(第 9 条第 2 文 1.), 又は
2. 本法の施行領域内において、特許又は補充的保護証明書の対象である方法を使用し又は使用の申出をすること(第 9 条第 2 文 2.)

第 1 文 1. は、その製品が特許又は補充的保護証明書の対象である方法によって直接生産されている場合にも適用される(第 9 条第 2 文 3.).

(2) 違反者が商業的規模で行動しているときは、刑罰は、5 年以下の拘禁又は罰金とする。

(3) 未遂は処罰することができる。

(4) (1)にいう場合において、その行為は、請求があった場合にのみ、訴追される。ただし、刑事訴追当局が職権による訴追は特定の公益によって正当化されるとみなすときは、この限りでない。

(5) 犯罪行為に関係する物品は没収することができる。刑法第 74a 条が適用される。第 140a 条にいう請求権が被侵害者の補償に関する刑事訴訟法の規定(第 403 条から第 406c 条まで)に基づく手続において認められた場合は、没収に関する規定は適用されない。

(6) 刑罰が科せられた場合において、裁判所は、被侵害者からの請求があり、かつ、後者が正当な利益を証明することができる場合は、判決の公表を命じる。公表の形式は判決において定められる。

第 142a 条

(1) 本法に基づいて保護されている特許を侵害する製品が輸入又は輸出される場合において、権利所有者の申請及び保証金の供託があったときは、税関によって差し押さえられるが、権利侵害が明白であること及びそのときにおいて有効な条文による、税関による知的所有権の行使及び欧州理事会規則 No. 1383/2003 の廃止に関する 2013 年 6 月 12 日の欧州議会及び理事会規則 No. 608/2013 が適用されないことを条件とする。この規定は、税関によってのみ行使され、欧州連合の他の加盟国及び欧州経済地域協定の他の締約国との取引に適用される。

(2) 税関が差押を命じるときは、税関は、遅滞なくその製品の処分権者及び申請人に通知する。申請人には、製品の出所、量及び保管場所並びにその製品の処分権者の名称及び宛先が

報告されなければならない。その範囲においては、通信及び郵便の秘密の権利(基本法第 10 条)は制限を受ける。申請人には、査察によって取引又は営業の秘密が犯されない限り、製品を査察する機会が与えられる。

(3) 差押に対し、(2)第 1 文に基づく通知の送達から遅くとも 2 週間以内に不服申立がされない場合は、税関は、差し押さえた製品の没収を命じる。

(4) 製品の処分権者が差押に対して異議を唱えた場合は、税関は、申請人にこれについて遅滞なく通知する。申請人は、税関に対して、同人が、差し押さえられた製品に関する(1)に基づく申請を維持するか否かを、遅滞なく宣言しなければならない。

1. 申請人がその申請を取り下げたときは、税関は、遅滞なく差押を解除する。

2. 申請人がその申請を維持し、かつ、申請人が差押製品の保管又は製品に係る処分権の制限を命じる執行可能な裁判所決定を提出したときは、税関は必要な措置を講ずる。

1. 又は 2. の何れにも該当しない場合は、税関は、第 1 文に基づく申請人への通知の送達から 2 週間の期間の満了後に差押を解除する。申請人が、2. による裁判所決定を請求しているが、未だそれを受領していないことを証明したときは、差押が維持されるものとし、その期間は、最長で 2 週間とする。

(5) 差押が、その発端から正当化できるものではなかったことが証明され、かつ、申請人が差押製品に関する(1)に基づく申請を維持するか、又は遅滞なく宣言すること((4)第 2 文)をしない場合は、申請人は、差押によってその製品の処分権者に生じた損害を賠償する義務を負う。

(6) (1)に基づく申請は、連邦財務局に提出しなければならない、また、その有効期間は、より短い有効期間が申請されている場合を除き、1 年とする。この申請は、反復することができる。この申請に関する公務費用は、公課法第 178 条に従って申請人に課せられる。

(7) 差押及び没収については、差押及び没収に関する秩序違反法に基づく行政罰手続において認められる法的救済をもって、異議申立をすることができる。法的救済手続において、申請人は聴聞を受ける。区裁判所の決定に対する即時抗告が容認される。その抗告については、上級地方裁判所が決定する。

第 142b 条

理事会規則 No. 608/2013 の手続きには、当該規則が別段の規定をしていない限り、第 142a 条(5)及び(6)が準用される。

第 10 部 特許係争事件に関する手続

第 143 条

(1) 本法が規制する法律関係から生じる請求権が主張される一切の訴訟(特許係争事件)は、訴訟対象の価値に拘りなく、地方裁判所民事部の専属管轄に属する。

(2) 州政府は法定命令をもって、複数の地方裁判所の管轄地区における特許係争事件をその内の 1 の地方裁判所の管轄と定める権限を有する。州政府は、これらの権限を州の法務行政機関に移転することができる。更に諸州は協定により、1 州の裁判所機能の全部又は一部を他の州の権限を有する裁判所に移転することができる。

(3) 訴訟への特許弁護士の参加から生じる費用に関しては、弁護士報酬法第 13 条による報酬及び特許弁護士の必要経費が弁済される。

第 144 条

(1) 特許係争事件において、当事者の一方が、訴訟対象の価値全額を基準にした訴訟費用の同人への賦課は同人の経済状態を著しく危うくすることになる旨を裁判所が納得するように証明したときは、裁判所は同人の請求に基づき、この当事者の裁判所費用の支払義務をその経済状態に応じた訴訟物対象の価値の一部に適合したものとするよう調整を命じることができる。この命令の結果として、請求を認められた当事者は、同様に、その弁護士手数料を訴訟対象の価値の当該部分に合致する範囲に限り支払うよう要求される。その訴訟費用が当該当事者に課せられる場合又は当該当事者が当該費用を受け入れる場合は、当該当事者は、相手方が納付した裁判所手数料及びその弁護士の手数料を、訴訟対象の価値の前記部分に即した範囲に限り、弁済するよう要求される。裁判外費用が、相手方が支払うように命じられるか又はその当事者によって負担される場合は、請求の承認を受けた当事者の弁護士は、その手数料を相手方から、当該相手方に適用される訴訟対象の価値に即して回収することができる。

(2) (1)の規定に基づく請求は、裁判所書記局に対して申し立て、同局において記録することができる。請求は、手続の本題が審理される前に提出されなければならない。その後において請求は、推定又は確定された訴訟対象の価値が後に裁判所によって増額される場合に限り、認容される。請求について決定をする前に、相手方の意見が聴取される。

第 145 条

第 139 条による訴訟を提起した者は、その被告を相手とし、他の特許を基にした同一又は類似の行為を理由として更に訴訟を提起することができるが、同人が、自らの過失によらないで、先の訴訟において当該特許をも主張することができなかったことを条件とする。

第 11 部 特許についての権利の主張

第 146 条

物品又はその包装に、その物品が本法の規定による特許又は特許出願によって保護されているとの印象を与えるような内容の標識を付す者又は広告、看板、名刺又はこれに類する通知の形でこのような内容の標識を使用する者は、要求があったときは、それに関する法律関係を知ることについて正当な利益を有する者に対し、前記の標識を使用する根拠となっている特許又は特許出願についての情報を提供しなければならない。

第 12 部 経過規定

第 147 条

(1) 民法典への導入法第 229 条(6)が準用されるが、2002 年 1 月 1 日まで有効な条文での本法第 33 条(3)及び第 141 条が、2002 年 1 月 1 日まで有効な条文での出訴期限に関する民法の規定と同等の地位を有することを条件とする。

(2) 2009 年 9 月 30 日まで有効な条文での本法の規定が、2009 年 10 月 1 日前に連邦最高裁判所に対する法的訴えの提起によって開始された、特許若しくは補充的保護証明書が無効、強制ライセンスの付与及び取下又は判決によって定められた強制ライセンスの報酬の改定に関する手続に関し、引き続き適用される。

(3) 2014 年 4 月 1 日まで有効な本法第 16 条(1)第 2 文に基づいて行われた追加特許又は効力を持つ追加特許の手続に対しては、2014 年 4 月 1 日まで有効な、本法の第 16 条(1)第 2 文、(2)、第 17 条(2)、第 23 条(1)、第 42 条(2)第 1 文 4.、第 2 文及び(3)第 1 文並びに第 43 条(2)第 4 文が準用される。

(4) 発明者指定のための期限延長の請求に対しては、その請求が、2014 年 4 月 1 日前にドイツ特許商標庁に受理されており、かつ特許が既に付与されている場合には、2014 年 4 月 1 日まで有効な本法の第 37 条(2)第 2 文から第 4 文まで及び第 20 条(1)2. が引き続き準用される。

(5) 2014 年 4 月 1 日までにドイツ特許商標庁に受理されていた第 46 条(1)に基づく聴聞の請求に対しては、2014 年 4 月 1 日まで有効な本法第 46 条が、引き続き準用される。